

## 令和3年度第8回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和4年(2022年)2月17日(木) 12:30～18:00

2 場 所 長野県庁議会棟 402号会議室

3 内 容

○ 議事

- (1) 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書について(第2回審議)
- (2) 下條村内発生土置き場(睦沢)における環境の調査及び影響検討の結果について
- (3) 諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書について(第6回審議)
- (4) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行  
梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))  
大 窪 久美子  
小 澤 秀 明  
片 谷 教 孝 (委員長)  
北 原 曜  
佐々木 邦 博  
鈴 木 啓 助  
高 木 直 樹  
富 樫 均  
中 村 寛 志  
中 村 雅 彦  
山 室 真 澄 (委員長職務代理者(副))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

陸 齊  
野見山 哲 生

6 その他

井田委員、梅崎委員、大窪委員、小澤委員、北原委員、佐々木委員、鈴木委員、高木委員、富樫委員、中村寛志委員、中村雅彦及び山室委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和3年度第8回長野県環境影響評価技術委員会を開催します。本日の委員会開催に当たりまして、あらかじめお願い申し上げます。

現時点で傍聴・報道の方はいらっしゃいませんが、お見えになった際には、審議に支障が生じないように事務局の指示に従っていただくようお願いしてまいります。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。陸委員、野見山委員からは、都合により欠席する旨の御連絡を頂いております。

ウェブ会議システムを利用して御参加されているのは、井田委員、梅崎委員、大窪委員、小澤委員、北原委員、佐々木委員、鈴木委員、高木委員、富樫委員、中村寛志委員、中村雅彦委員、山室委員の12名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日は、片谷委員長以外の委員の皆様、議題(3)の都市計画決定権者である県都市・まちづくり課以外の事業者の皆様には、ウェブ会議システムにより出席いただいております。御協力ありがとうございます。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、委員会が成立していることを御報告申し上げます。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、御発言いただく時以外は音声をミュートにさせていただくようお願いいたします。音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨御発言いただくか事務局までチャットでお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様、年度末が近づいて御多忙の中御出席くださいますありがとうございます。長野県のまん延防止等重点措置は延長という報道が流れたようです。本日もほとんどの方にオンラインで御出席いただくかたちでの開催となりまして、支障が生じることもあろうかと思いますが、御協力の程よろしくをお願いいたします。

はじめに、本日の会議予定及び資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について説明させていただきます。

まず、会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書について、議事(2)下條村内発生土置き場(睦沢)における環境の調査及び影響検討の結果について、議事(3)諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書についての審議をお願いします。

このうち、議事(1)と議事(3)については、できましたら本日中午に技術委員会意見の取りまとめをお願いしたいと存じます。

議事(1)については、最初に前回審議で後日回答するとされた部分に対する見解を、次に住民からの意見書に対する見解を事業者からそれぞれ説明いただき、御審議いただきます。次に、関係市長意見と、技術委員会意見の取りまとめについての事務局案を説明したあと、更に御審議いただきたいと存じます。

議事(2)につきましては、通常と同じ流れでお願いします。

最後の議事(3)については、最初に前回審議で後日回答するとされた部分及び事前質問に対する見解等を事業者から説明いただき、御審議いただいたあとに、先月開催した公聴会の概要、関係市町長の意見、技術委員会意見の取りまとめについての事務局案の説明を行い、審議を進めていただきたいと思います。

本日の審議事項は以上の3項目であり、適宜休憩を挟みながら、概ね16時30分を目途に会議を終了いただきたいと思います。

続いて、本日の会議資料ですが、多くの資料がありますので、次第の別紙として一覧にまとめております。

まず、議事(1)関係です。資料1は、配慮書について前回の技術委員会で頂戴した御意見に対する事業者の見解です。資料2は、令和4年1月5日から2月4日までの間に提出された配慮書に対する住民等からの御意見及びそれに対する事業者見解をまとめたものです。資料3は、令和4年2月15日付けで提出された関係市長の意見です。資料4は、配慮書に関して技術委員会意見の取りまとめについて御議論いただくため、前回の審議分までの委員の皆様御意見等の取扱いについて、事務局がたたき台として作成した案です。

次に、議事(2)のリニア中央新幹線関連事業に関する資料です。資料5は、県に提出された資料5-1から資料5-3の概要をまとめたものです。本日はこの資料5を中心に事業者から説明がなされる予定です。

議事(3)、諏訪バイパスの関係ですが、資料6は、準備書について前回の技術委員会で頂戴した御意見及び追加の御意見に対する事業者の見解です。資料7は、先月15日に開催した公聴会の記録書で、その概要をまとめたものが資料7-1です。資料8は、令和4年1月27日付けで提出された関係市町長の意見です。資料9は、準備書に関して技術委員会意見の取りまとめについて御議論いただくため、第5回審議分までの委員の皆様御意見等の取扱いについて、事務局がたたき台としてまとめた案です。

最後に、本日の議事の審議方法についてですが、希少野生動植物の個別生息生育場所やそれらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長の判断により御指示いただくようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、まだ傍聴の方や報道関係者の皆様はお見えになっていませんが、いらっしゃった場合には御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いしてまいります。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

進行予定と配布資料について御質問がある委員の方はいらっしゃいますか。

特に御発言がないようですので、さっそく議事に入らせていただきます。

議事(1)松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書についての審議です。

資料1、資料2が提出されていますので、まずは事業者さんから資料の説明をしていただいた上で、審議を進めたいと思います。

事業者の皆様方、御多忙の中、また、オンラインで不便な点もある中、御出席くださいますありがとうございます。

さっそく資料の説明をお願いいたします。

事業者

山本

(松塩地区広域  
施設組合)

松塩地区広域施設組合施設1課長の山本利明と申します。よろしくお願いたします。

資料1「令和3年度第7回技術委員会意見に対する計画段階配慮事業者の見解」2ページのNo.8、事後回答の部分について、業務の委託先であります株式会社環境技術センターから御説明いたします。

コンサルタント

味澤

(株式会社環境  
技術センター)

環境技術センターの味澤でございます。よろしくお願いたします。

No.8の事後回答です。表の右側の下の部分を御覧ください。準備書段階では最新の設備のデータで予測するようという御意見を頂きました。それにつきましては、そのとおり、準備書段階では最新の設備のデータで予測することといたします。

もう一つ、周辺の住民の方々が状況がより良くなるということを確認できることが大事であるので、そこを落とさないようにということで御意見を頂きました。

先日、松塩地区広域施設組合で、新ごみ処理施設の基本構想をまとめました。これに引き続きまして、来年度にかけて、新ごみ処理施設の基本計画というものを進めてまいります。その基本計画の中で、公害防止基準、CO<sub>2</sub>の削減対策、灰の処理の仕方等といったものが決まってまいります。その中で、現在の施設と比較して、さらに環境負荷が低減できるように、特に大気質については負荷の少ない施設となるように検討した結果が出ますので、それを準備書に反映してまいりたいと思います。以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

では、引き続き資料2の御説明もお願いいたします。

事業者  
山本

資料2「松塩地区広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る計画段階環境配慮書の意見書に対する見解書」でございます。今回、54人の方から47件の御意見を頂きました。提出された御意見につきましては、事業実施想定区域内に食肉処理施設がございまして、そこが配慮書の中で建設候補地の複数案の一つではないかという見方をされたということによる御意見でした。

全て類似した内容でしたが、御意見を整理しますと、配慮書1-6ページ、事業実施想定区域の位置に関するものが34件で、食肉処理施設及び公社を建設候補地から外してほしいという御意見でした。

配慮書1-9ページ、施設整備の概要につきまして2件ございまして、食肉処理施設及び公社の今後について、立退きを前提にしてほしくないという御意見でした。

配慮書1-10ページ、実施予定期間については29件ございまして、食肉処理施設及び公社の移転先が決まるまで事業を進めないでほしいという御意見です。

配慮書1-11～1-13ページですが、複数案の設定の項目について2件ございまして、北側及び南側案にしてほしい、西側にしてほしくないという御意見でした。

そのほかですが、畜産事業関係の御意見が35件ございました。

全て類似した内容であったため、まとめて一つの見解としております。資料2の2ページです。お読みします。「長野県の畜産事業については、当組合がお答えする立場ではないため、ここでは、環境影響評価配慮書の『工作物の配置案』について、当組合の考え方を示します。環境影響評価の第1段階である配慮書作成は、工作物の複数案の配置について現時点で具体的な案はありません。事業実施想定区域内で、最も外側の箇所を複数調査することで、環境への影響度の最も大きい値を評価することができるため、最南、最北、最西を調査・予測・評価の対象箇所としています。具体的な建設場所については、来年度策定予定の基本計画で検討を行います。なお、地元住民の方々や松本市などの関係機関と協議を行いながら、適切な場所を検討していく予定です。」という見解としました。説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今、資料1と資料2を通して御説明いただきました。基本的に資料1はこちらで指摘させていただいたことを反映させていただく趣旨の御回答だったかと思います。資料2も住民の皆さんからの御意見を踏まえて、今後の検討の中で住民の方々や松本市などの関係機関と協議しながら配置を決めていくという回答になっております。

今の資料の説明に対しまして、委員の皆様から御質問や御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

前回も公園としての機能云々という話はあったかと思っておりますので、その辺りは今日の資料には直接は出てきていない部分もあるんですけども、これは今後の計画の具体化の中で公園機能等あるいは自然への配慮も当然反映していただけるものと考えておりますので、特段ここで意見に加えるまでもないかと個人的には思っております。

委員の皆様から何か御発言等ありましたらお願いします。特に御発言がないようですので、この資料1と資料2については、了解という扱いとさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように、本件に関しましては、本日技術委員会意見の取りまとめまで進める予定となっておりますので、事務局から資料3の説明をお願いします。

事務局  
中島

資料3を御覧ください。

知事意見の作成に当たり、技術委員会意見等のほか、市長意見も勘案することとされていきますので、今回紹介させていただきます。

まず、松本市からは、4項目の御意見が寄せられております。1番は、周辺の景観と調和するよう景観計画等の遵守を求める意見です。2番と3番は記載事項の修正を求める意見、4番は市のマスタープランに関する留意事項です。

続きまして、安曇野市長の御意見です。安曇野市長からは、動物と植物に関する意見が提出されました。御覧のとおり、具体的な種を挙げて、事業実施想定区域及びその周辺に生息している可能性のある希少な昆虫や鳥類、希少昆虫の食草や希少植物についての今後の現地調査等に当たっての注意を求める御意見です。

説明は以上です。

片谷委員長

資料3は関係市長からの御意見ということで、2件御紹介いただきました。

資料3について、御質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。特に御発言がないようでしたら、技術委員会の意見集約に入りたいと思います。

資料4に事務局案が用意されていますので、まずは資料4の説明をお願いします。

事務局  
中島

それでは、資料4について説明させていただきます。資料4は、前回の審議内容等を踏まえ、配慮書に対する技術委員会意見の集約案として、技術委員会意見について御審議いただくために事務局が作成したたたき台です。

資料4-1として、資料4でお示した技術委員会意見の事務局案を項目順に並べたものも用意しておりますので、そちらも適宜御覧ください。

前回の審議内容を集約した内容ですので、本日の審議内容も含めて内容を反映させ、追加、削除、修正等の整理が必要になります。

資料4の中身ですが、先ほど事業者から説明のありました資料1の右側に「取扱」、「摘要」、「意見」の3つの欄を追加した構成になっています。「取扱」欄には、頂戴した御意見等についての取扱いを事務局案として記載しております。表左上の注に記載のとおり、「意見」は技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「記録」は、意見とはせずに、審議の中で事業者の説明を求めた内容や簡易な修正等について、記録に残し事業者に伝えるものです。右端の「意見」欄は、技術委員会意見とする場合の記載内容の事務局案をお示しております。

それでは、内容について御説明いたします。

資料4の表の一番左の通し番号No. 5、No. 7を御覧ください。

No. 5では、中村寛志委員から、事業計画の策定に当たって、クリーンエネルギーや環境教育の観点も取り入れてほしいという旨の御意見がありました。No. 7では、梅崎委員から、事業計画について、地下構造物を造るに当たってそれに基づいた影響評価ができればといった御意見を頂戴しております。こちらを包括的に整理したのが意見1です。「環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）手続においては、事業計画の詳細を可能な限り具体的なものにするとともに、事業計画を十分に踏まえ、適切な環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定すること。また、地域に価値を創出する施設として、いわゆるポジティブアセスの観点から、良好な環境の創出に寄与する環境項目も積極的に選定すること。」という意見です。

続いて、2ページのNo. 8です。片谷委員長から、現在の施設より良くなることが住民に伝わるようにとの御意見を頂戴しました。こちらは、意見2「方法書以降の手続においては、本事業が環境に与える影響について、地域住民が、現況施設との差を容易に理解できるよう、調査及び予測・評価の結果を丁寧に記載し、分かりやすい図書となるよう努めること。」としております。

2ページのNo. 12を御覧ください。小澤委員からのダイオキシン類や水銀などの有害物に関する御意見です。こちらについては、前回、事業者から、地元との協定値をクリアしていることや毎年モニタリングを実施している旨の説明がありました。また、片谷委員長からは、現況値を下回る施設を目指すべきとの御意見も頂戴しており、これらの点は大気質に限定されるものではないことから、事業計画に関する御意見として、意見3「事業計画の策定に当たっては、既存施設の排ガス等の測定値や周辺の現況調査の結果を踏まえ、現況の環境を悪化させることのない施設とするよう努めること。」としております。

続いて、3ページのNo. 17を御覧ください。富樫委員から、方法書においては、掘削に伴う排水などの影響も検討事項に加える必要があるのではないかという御意見です。こちらは、意見4「地下の掘削を行う場合は、掘削に伴う排水などにより環境への影響が懸念されることから、方法書において地下水を環境要素として選定し、事業計画を踏まえた適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」としております。

水象に関する意見として事務局では整理しておりますが、排水先の河川等への影響という観点からの御意見であれば、水象ではなく水質として整理すべきかと存じますので、後ほど御意見を頂ければと存じます。

次は、No. 18です。大窪委員から、事業実施想定区域に隣接している安曇野市のレッドデータブック等も参考文献として加えるべきという御意見です。こちらは、注目すべき植物に対する御指摘でしたが、動物や生態系も含め、方法書以降の適切な調査・予測・評価に当たって必要であることから、植物・動物・生態系に関する意見として、意見5『安曇野市版レッドデータブック』など、事業実施想定区域に隣接する安曇野市に関する文献も確認した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」としております。

次は、No. 19です。中村寛志委員から、事業実施想定区域近辺はミヤマシジミとクロツバメシジミの撮影と採取のポイントになっているため配慮すべき、方法書段階で食草の分布を把握すべきといった御意見です。こちらは、過去の配慮書における同様の意見等も参考に整理し、意見6「事業実施想定区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息地となっているため、生息環境の保全に十分配慮すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等の助言を踏まえ、食草の分布等の必要な調査を行い、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。」と整理しております。

続いて、No. 20を御覧ください。大窪委員から、平瀬緑地の公園にある湧水起源の水路や池には在来の水草や希少な水草等が生育しているため、可能な範囲での保全を求める御意見です。こちらは、意見7「事業実施想定区域内の南側に位置する平瀬緑地には、湧水を起源とする水路や池が存在し、在来種や希少種の水草が生育する良好な水辺の環境を形成しているため、環境の保全に十分配慮すること。」としております。

4ページのNo. 22を御覧ください。景観について、佐々木委員から頂いた御意見です。敷地内の緑化を想定しているとのことだが、その緑化について、今後具体的にどのように検討していくのかという御指摘です。こちらは、意見8「環境保全措置として想定している敷地内の緑化については、その内容を踏まえ、方法書以降の手続において適切な調査、予測及び評価の方法を選定すること。」とまとめております。

以上、8項目の意見にまとめた案です。これらの事務局の意見案を項目順に並べたものが資料4-1となります。

資料の説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

片谷委員長      では、資料4で前回御発言いただいた委員のお名前が出ておりますので、その委員の皆様から御意見を承り、その後全体を通して全ての委員の皆様から御意見があれば伺いたいと思います。  
 まず、資料4のNo. 5とNo. 7が集約されている意見1がございます。中村寛志委員と梅崎委員の御意見です。  
 中村寛志委員、いかがですか。

中村寛志委員      いろいろなところで言った意見を簡潔にまとめていただいたので、私はこれでいいと思います。

片谷委員長      ありがとうございます。  
 では、梅崎委員お願いします。

梅崎委員      このままで結構です。

片谷委員長      ありがとうございます。  
 ほかの委員の皆様から事務局案の文言等も含めて御意見があれば随時御発言いただいて結構ですので、お願いいたします。  
 資料4のNo. 8、意見2は私の発言ですが、このとおりで異論ございません。  
 続いて、資料4のNo. 12、意見3は小澤委員の御発言に基づく意見案ですが、いかがでしょうか。

小澤委員      この文言で結構だと思います。

片谷委員長      では、これも御了解いただけたものとさせていただきます。  
 続きまして、資料4のNo. 17、意見4は富樫委員の御意見です。先ほど事務局から、これは水象に入れるのか水質に入れるのかという問いかけがありました。それも含めて御見解をお聞かせください。

富樫委員      意見の集約はこれで結構です。水質も水象も両方入ると思いますので、両方に係るような意見にしていただければと思います。

片谷委員長      予測評価項目の名称として、水象と水質を併記することはできますよね。

事務局  
 中島      できます。

片谷委員長      富樫委員、併記するというところでよろしいですか。

富樫委員      はい、結構です。

片谷委員長      水に関する専門の先生は他にもいらっしゃいますが、よろしいでしょうか。御意見がありましたら随時御発言ください。  
 富樫委員には御了解いただきましたので、項目名を水質と水象に変えるということで進めさせていただきます。  
 資料4のNo. 18とNo. 20は大窪委員の御発言に基づく意見です。意見5と意見7です。直接は繋がっていませんが、大窪委員、この2つの意見についていかがでしょうか。

大窪委員	<p>文言としてはこれで結構ですが、意見5は植物だけでなく動物相や生態系にも関わる内容ですので、植物・動物・生態系についての意見にさせていただけるとありがたいです。</p>
片谷委員長	<p>資料4の表の区分欄は植物だけですが、資料4-1の技術委員会意見案の項目名は植物、動物、生態系になっていますので、それでよろしいですか。</p>
大窪委員	<p>はい、よろしいです。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございます。 続きまして、資料4のNo. 19、意見6は中村寛志委員の御発言に基づく意見案です。いかがでしょうか。</p>
中村寛志委員	<p>意見6は、丁寧かつ具体的に意見を記述していただきまして、ありがとうございます。本当はもう少し場所的にピンポイントなのですが、それは別途のことになると思いますので、これで結構です。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございます。これも御了解いただけたものとします。 資料4の4ページのNo. 22、意見8は佐々木委員の御意見に基づく意見案ですが、いかがでしょうか。</p>
佐々木委員	<p>この表現で結構です。</p>
片谷委員長	<p>では、資料4と資料4-1について、一通り御意見を承りましたが、全体を通して、字句レベルのことでも修正を要するようなお気づきの点があれば御発言ください。 先ほどの事務局の説明では、関係市長意見の反映により、まだ修正が入ることですか。</p>
事務局 中島	<p>技術委員会意見としては、意見4の項目を水象から水質・水象に変更するというところで固めていただければ、本日欠席の委員に確認を取った上で、確定となります。その段階で委員の皆様には御連絡差し上げます。</p>
片谷委員長	<p>本日御出席の委員から御質問や御意見があるかどうかの確認をした上で、確定版にしたいということです。最終案は各委員に配布されるということです。 そうしますと、いつものやり方ですが、もし最終段階で修正等を求める御意見を頂いた場合、最終案の確定については、委員長に一任いただくということでお願いできますでしょうか。もちろん内容が大きく変わるような変更が必要になった場合は、皆様にお諮りしますが、そうでない場合は、改めて委員全員にお諮りすることを省略し、進めさせていただくことを想定しております。 それでよろしければアクション機能等で応答をお願いします。よろしいでしょうか。では、御了解いただけたものと判断させていただきます。最終版は近日中に配布されると思いますので、御確認をお願いいたします。 松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る配慮書に関する審議は、前回と今回の2回の予定であり、本日で終了です。事業者の代表の方から、終了に当たり何か一言御挨拶等がありましたらお願いいたします。</p>
事業者 山本	<p>技術委員会の皆様には、1月13日及び本日の2回にわたり、本組合が計画している新ごみ処理施設建設事業に関する計画段階環境配慮書について御審議いただき、誠にありがとうございました。</p>



片谷委員長をはじめ委員の皆様、関係市長及び住民の御意見・御指摘につきまして、今後の基本計画の策定及び環境影響評価方法書以降の手續に反映し、施設整備に向けた事業に活かしていきたいと考えております。

今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。

先に申し上げたほうがよかったのですが、長野県内で類似の廃棄物関連施設のリブレース事業はここ20年程の間にたくさん行われてきましたので、そういった事例も参考にしながら、より優れたアセス手續が進められるように期待しておりますので、事業者さんとコンサルタント会社さんにはぜひそこを意識して取り組んでいただきたいということを最後に申し上げたいと思います。

議事(1)は、本日はこれで終了とさせていただきます。

(休憩)

片谷委員長

皆様戻られましたので、審議を再開します。

議事(2)「下條村内発生土置き場(睦沢)における環境の調査及び影響検討の結果」について御報告いただきます。資料5が用意されております。

JR東海の皆様、御多忙の中、また、オンラインで対面できない状況の中で御出席くださりましてありがとうございます。

では、早速資料の説明をお願いします。

事業者  
土居  
(東海旅客鉄道  
株式会社)

それでは、下條村内発生土置き場(睦沢)における環境の調査及び影響検討の結果について御説明させていただきます。私、説明させていただきます中央新幹線長野工事事務所の土居と申します。よろしくお願いたします。

お手元にお配りしております資料5を使い、順に御説明させていただきます。資料5の3ページを御覧ください。本編である資料5-1、資料編である資料5-2、資料編非公開版である資料5-3の3部構成となっております。本編は、御覧のように第1章から第7章までの7章の構成となっております。一番下に記載のとおり、スライドの右上端部に、資料5-1及び資料5-3のページ番号を記載しております。

4ページを御覧ください。本書の概要について御説明いたします。中央新幹線事業については、平成26年10月17日に工事実施計画の認可を受け、工事に着手しました。環境影響評価書において、発生土置き場等を当社が新たに計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしております。

本書は、下伊那郡下條村において計画が具体的となった発生土置き場(睦沢)の計画地について、調査及び影響検討の結果を取りまとめたものです。

環境保全措置の具体的な内容については、本書の結果や工事説明会で地元へ御説明した内容等を踏まえて取りまとめる環境保全の計画と併せて、工事着手までに送付、公表していく予定です。

なお、環境保全措置のうち重要な種の移設等の具体的な内容については本書に記載しております。

5ページを御覧ください。本日御説明する発生土置き場(睦沢)計画地周辺を拡大した位置図です。中央付近に赤色で示す範囲が改変予定範囲です。阿知川の南側、緑色で示した国道151号沿いに位置しております。この計画地について、環境の調査及び影響検討の結果を取りまとめております。

続いて6ページを御覧ください。こちらは発生土置き場(睦沢)付近の現況の航空写真です。現地は現在、主に耕作地及び山林で構成されています。

7ページを御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）付近に近接する道の駅から撮影した現況の写真です。

8ページを御覧ください。発生土置き場（睦沢）計画地の概要を示しています。面積は約10ha、容量は約115万 $\text{m}^3$ となります。工事の完了後は、下條村が村事業として利用する計画です。そのため、工事完了後の管理は下條村に引き継ぐことで協議中となっております。

9ページを御覧ください。こちらは発生土置き場（睦沢）計画地における現況の平面図です。こちらは図面の $\text{上側}$ が北を示しております。また、国道151号を灰色で示しており、凡例としまして、造成予定範囲を赤色、現況の火沢川を青色で示しています。なお、図面の $\text{下側}$ が上流側、図面の $\text{上側}$ が下流側であり、阿知川を經由して天竜川へと流下していきます。計画地には、現在村道1号が通っており、そちらは黒の破線で示しております。

10ページを御覧ください。発生土置き場（睦沢）計画地における計画平面図です。まず、工事区画について御説明します。中央から北側、つまり図の $\text{上側}$ を工事A区画、南側つまり図の $\text{下側}$ を工事B区画としています。大規模な造成工事となるため、二つの区画に分けて工事を行うことを考えています。なお、後ほど御説明しますが、工事工程は、こちらの $\text{両工区}$ を並行して進めることとしております。

続いて、造成計画を凡例に沿って説明します。赤色が造成範囲、薄い灰色が造成後の平坦部、薄い黄緑色が造成後の斜面部、濃い緑色が造成後の緩傾斜部となります。中央部には付替後の村道をオレンジ色で付替後の村道1号として示しています。またピンク色で示す2カ所については、国道との交差点改良を実施する計画です。

次に排水計画として、造成地外からの流入水を流下させるために、青色で示す付替後の火沢川（開渠）、青色の二重点線で示す水路（暗渠）、紫色で示す水路（開渠）を設置します。これらは、最終的に付替後の火沢川（開渠）に合流した後、調整池を迂回して、現況の火沢川に合流します。

また、造成地内の排水のうち、盛土表面の雨水を集水・流下させるために、黄色で示す雨水排水路を設置します。地下排水管については、次のスライドで説明します。なお、造成地内の排水は、造成範囲の最下流部に設ける調整池兼沈砂池を經由して、下流の火沢川に合流させます。また、盛土の安定性をさらに向上させるために埋設堰堤を盛土中央部に、擁壁を盛土最下流部にそれぞれ設置します。

11ページを御覧ください。発生土置き場（睦沢）計画地における地下排水管の計画平面図です。水色が地下排水管（本管）で、魚の骨のようになっているピンク色の線が地下排水管（枝管）となります。それぞれの枝管で集水したものを真ん中の本管に集め、下流に流していく計画です。

こちらの地下排水管は穴が開いた管路である有孔管で、盛土造成地内に降った雨で盛土内に浸透した水や造成地内の湧水を集水・流化させ、調整池兼沈砂池を經由して、下流の火沢川へ流下させる計画としております。

次のスライドでは、図の断面①で切った縦断面図と断面②と断面③で切った断面図について御説明します。

12ページを御覧ください。断面①の縦断面図になります。左側が下流となる北側、右側が上流となる南側を示しております。下流から先ほど御説明した調整池兼沈砂池、擁壁等の構造物が配置されていることが分かるかと思います。

13ページを御覧ください。こちらは断面②、断面③の断面図となります。断面②は上流側の工事B区画、断面③は下流側の工事A区画を示したものです。また、それぞれにおける盛土の高さは約25m、27mとなります。断面②、断面③には、それぞれ先ほど平面図で御説明した排水設備等をお示ししております。

14ページを御覧ください。発生土置き場（睦沢）の施工手順は、フロー図及び図2-5のとおりです。工事A区画では準備工の後、調整池兼沈砂池に着手し、地下排水工と盛土工を繰り返しながら進捗に合わせて排水設備を設置します。その上で付替後の村

道や交差点改良を実施していきます。工事B区画につきましても、基本的な流れは同様です。

15ページを御覧ください。工事工程となります。発生土置き場の工事は、まず工事A区画から着手します。令和4年度下期に進入路や伐採などの準備工事に着手し、その後、調整池、擁壁及び地下排水管を設置し、令和5年度第2四半期以降にトンネル発生土の搬入を計画しております。工事A区画の工事完了は、令和8年度末を予定しております。工事B区画は、令和5年度以降に着手し、工事A区画と同様のステップで工事を進めていきます。こちらは令和9年度中頃の工事完了を予定しております。

16ページを御覧ください。こちらは、発生土を運搬する際に利用する高速道路と発生土置き場（睦沢）計画地の位置関係をお示ししています。三遠南信自動車道天竜峡インターチェンジを降りてから国道151号を通行し、計画地まで運行する予定です。発生土を下ろしたダンプは、同じルートを使って天竜峡インターチェンジに至ります。

17ページを御覧ください。発生土運搬に用いる車両の台数をまとめた表となります。工事着手から3年目の後半から4年目の前半にピークを迎え、運搬台数が最大となる計画となっております。

18ページを御覧ください。第3章の調査及び影響検討の手法について御説明します。実施した環境影響検討項目は御覧のとおりです。丸に取消線がついている運搬に用いる車両に関わる温室効果ガスについては、環境影響評価の際に既に検討しておりますので、今回非選定としています。

19ページを御覧ください。はじめに、大気質の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の検討結果をお示しします。建設機械の稼働につきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも基準等を下回る結果となりました。

20ページを御覧ください。資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に関わる検討結果です。こちら、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに基準値等を下回る結果となりました。

21ページを御覧ください。大気質、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関わる環境保全措置の検討結果をこちらにまとめております。建設機械の稼働については、排出ガス対策型建設機械の採用等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能の維持等の環境保全措置を検討していきます。

22ページを御覧ください。こちらは、大気質のうち粉じん等の検討結果について御説明いたします。建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行とも基準値等を下回る検討結果となりました。

23ページを御覧ください。大気質のうち粉じん等に関わる環境保全措置の検討結果をまとめております。建設機械の稼働については、工事規模に合わせた建設機械の設定など、そして資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、荷台への防じんシート敷設及び散水等の環境保全措置を検討しています。

24ページを御覧ください。騒音の検討結果となります。建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ともに基準又は目標値以下の結果となりました。

25ページを御覧ください。騒音に係る環境保全措置の検討結果をまとめております。建設機械の稼働については、低騒音型建設機械の採用等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持等の環境保全措置を検討していきます。

26ページを御覧ください。振動の検討結果となります。建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ともに基準値等を下回る検討結果となりました。

27ページを御覧ください。振動に関わる環境保全措置の検討結果をまとめております。建設機械の稼働については、低振動型建設機械の採用等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行については、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持等の環境保全措置を検討しています。

28ページを御覧ください。水質についてですが、発生土置き場の設置に関わる浮遊物質量の影響について、配慮事項を明らかにすることにより、定性的に検討しました。沈砂池兼調整池により適切に処理をして、公共用水域へ放流することから、公共用水域への影響は小さいものと考えられます。また、水質の主な環境保全措置として、工事排水の適切な処理等を検討しています。

29ページを御覧ください。重要な地形及び地質です。事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより、定性的に検討いたしました。発生土置き場の設置及び存在により、重要な地形及び地質の一部が改変されますが、対象となる重要な地形及び地質の範囲に比べて小さく、地形としての特徴を広く残しているため、影響の程度は小さいと考えています。主な環境保全措置として、設備や配置を工夫した工事施工ヤード及び工場用道路の計画を検討しています。

30ページを御覧ください。土地の安定性の検討結果についてです。土地の安定性への影響を検討するため、道路土工の盛土工指針等に基づき、あらゆるすべり面を想定して安定計算を実施しました。平面図に検討断面位置を示した縦断面図を用いて次のスライドにて説明します。

31ページを御覧ください。安定計算結果です。盛土に補強材を使用して検討した結果、常時、地震時ともに許容安全率を上回ることを確認しました。資料の中央から下部にかけて、注意書きでも記載のとおり、安定計算を実施する際の検討条件の盛土内水位、現況地盤の条件、土質定数の設定条件については、厳しい条件設定の下で安定計算を実施しております。

32ページを御覧ください。先ほど御説明したとおり、安定計算を行った結果、安定性が確保できることを確認しました。さらに盛土の安定性に配慮した工事計画とすることにより、土地の安定性は確保できると考えています。主な環境保全措置として、適切な構造及び工法の採用等を検討しています。

33ページを御覧ください。文化財の検討結果についてです。文化財の消失又は改変する範囲を把握するために、発生土置き場の設置及び存在に関わる土地の改変区域と文化財の分布状況を重ね合わせ、文化財への影響を定性的に検討しました。発生土置き場計画地及びその周囲には文化財が存在しないことから、文化財に係る環境影響の回避を図ることができると考えています。

34ページを御覧ください。動物・植物についてです。既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について検討しました。重要な動物・植物、重要な群落への影響は、限られた主な生育環境又は生息・生育環境の一部が消失、縮小する可能性があります。事業の実施による影響の程度は僅かであり、生息・生育環境は保全されると考えています。

また、一部の重要な動植物、動物では1種、植物では10種について、生息・生育環境が保全されない可能性があるため、重要な種の移設等及び重要な種の移植・播種等の環境保全措置を検討しました。

ギフチョウに関わる環境保全措置の重要な種の移設等の具体的な内容については、後ほど御説明します。なお、本書に記載している動物のギフチョウ、植物のヒメカンアオイを除いた植物の重要な種の移植・播種、植物については9種、こちらの対象種については、専門家等の助言を踏まえて、実施の要否や方法を検討していきます。

35ページを御覧ください。なお、こちらの内容に変更はございませんが、事後調査の記載方について、これから御説明する記載方に一部変更させていただきたいと考えておりますので、御承知おきください。

まず、動物・植物の主な環境保全措置をまとめております。設備や配置を工夫した工事施工ヤード及び工事中道路の計画等の保全措置を検討しています。

続いて事後調査ですが、一部の環境保全措置の効果に不確実性があることから、専門家等の技術的助言を踏まえ、環境影響評価法に基づく事後調査を検討します。

動物については、工事を行う前の確認調査において、ギフチョウの卵・幼虫が確認

されず、ギフチョウの幼虫の食草のみ移植した場合は、ギフチョウの生息環境状況調査をモニタリングとして実施し、ギフチョウの卵・幼虫が確認され、これらの移設及びギフチョウの幼虫の食草を移植した場合には、ギフチョウの生息状況及びギフチョウの生息環境状況調査を事後調査として実施します。

植物については、移植・播種した植物の生育状況の調査を検討しています。対象種については、専門家等の助言を踏まえて実施の要否を検討し、移植・播種を実施した対象種に対して事後調査を実施する予定です。これらに関わる内容については、別途取りまとめる「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境保全について」に記載します。

36ページを御覧ください。生態系の検討結果となります。既存の知見の引用又は解析により、地域を特徴づける生態系として、上位性、典型性、特殊性の観点から選定する注目種のハビタットへの影響について検討しました。評価書における地域区分（天竜川・飯田）の生態系の予測及び評価の結果に、発生土置き場の工事の実施及び存在における影響を加えた結果においても、ハビタットの質的变化は小さいものと考えています。また、主な環境保全措置として、工事に伴う変更区域をできる限り小さくする等の環境保全措置を検討していきます。

37ページを御覧ください。景観の検討結果と主な環境保全措置についてです。主要な眺望点及び日常的な視点場並びに景観資源と発生土置き場計画地を重ね合わせ、図上解析を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、変更の位置等を検討しました。主な眺望点及び日常的な視点場からは、発生土置き場の設置箇所を一部視認できるものの、その視認範囲はごく僅かです。また、本事業では、盛土法面等の緑化により植生等に配慮することから、景観の変化に及ぼす影響は小さいものと考えています。主な環境保全措置として、設備や配置を工夫した工事施工ヤード及び工事用道路の計画等を検討しています。

38ページを御覧ください。人と自然との触れ合いの活動の場について御説明します。主要な人と自然との触れ合いの活動の場の変更、利用性の変化及び快適性の変化について検討しました。発生土置き場の設置及び存在により、人と自然との触れ合いの活動の場の変更及び快適性の変化は生じないと考えています。また、利用性の変化は、発生集中交通量の削減を実施することで、環境影響の回避又は低減を図ることができると考えています。環境保全措置としては、発生集中交通量の削減等を検討しています。

39ページを御覧ください。重要な種の移設等についてです。こちらはギフチョウ及びその幼虫の食草に関する内容となっております。当社で実施した令和元年度調査では、ギフチョウの成虫・幼虫・卵は確認されませんでした。地元のチョウ類に詳しい方の情報によると、平成28年以降、睦沢地区では確認されておりません。一方、文献や当社で実施した平成27年度調査では確認されていました。

長野県環境影響評価技術委員会の委員の方からの意見も踏まえ、発生土置き場に生育しているギフチョウの幼虫の食草ヒメカンアオイ、ウスバサイシンを移植します。なお、これらの食草の移植は長期的な活着が難しいこと等を考慮し、2期に分けて行うこととします。その後、ギフチョウの生息環境のモニタリングを実施します。ただし、工事を開始する前の調査でギフチョウの幼虫や卵が確認された場合には、これらの食草と併せて移設することとし、その場合には事後調査として実施します。

ギフチョウの移設及び食草の移植を行うため、当該作業に関わる内容について検討しました。なお、先ほど御説明させていただきましたが、植物の重要な種の移植・播種（ヒメカンアオイを除く）に関わる内容については、別途取りまとめる「下條村内発生土置き場（睦沢）における環境保全について」に記載します。こちらの39ページまでが公開情報となります。

40ページを御覧ください。ここからは非公開情報になりますが、位置等が特定されないように説明するので、このまま説明するというのでよろしいでしょうか。

事務局 中島	事前をお願いしたとおり、希少動植物の生育・生息場所が特定されない内容での御発言であれば、このまま続けて説明をお願いします。
事業者 土居	それでは、委員の皆様にお配りしている41ページ以降を説明させていただきます。
事業者 太田垣 (東海旅客鉄道 株式会社)	非公開の部分につきましては、念のため非公開の場で御説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
片谷委員長	音声で説明すると生息場所等が判断できる可能性があるということでしょうか。
事業者 太田垣	念のためです。非公開情報の部分だけ非公開審議で説明させていただいた上で、併せて質問もやらせていただいたほうがよろしいかと思えます。
事務局 中島	非公開審議を希望されるということですね。
事業者 太田垣	はい、そうです。
事務局 中島	技術委員会の内容はできるだけ公開することが望ましいので、それ以外の審議を進めていただいて、最後に非公開情報の部分だけ審議をしていただくということをお願いしたいと思います。
片谷委員長	資料5の40ページまで御説明いただきましたが、ここから最後のページまでが全部非公開情報なんですよ。それ以外に説明される予定の資料はありますか。
事業者 土居	いったんの説明はここまでです。
片谷委員長	では、資料5の39ページまでの審議は非公開にする必要がありませんので、ここまでの範囲について先に審議を進めさせていただきます。 ボリュームがありますので、まず17ページまでの工事計画・工事概要、断面図、工事用車両のルートや台数などについて、御質問等の御発言があれば承ります。 鈴木委員、どうぞ。
鈴木委員	資料5の10ページに「水路（暗渠）」と書いてあるところがありますよね。その現況の9ページを拝見すると、道の駅の「上流側」と書いてあるところには、現況でも火沢川が暗渠になっているところがありますよね。現況の暗渠に接続するようにこの水路（暗渠）は造られるんでしょうかということと、それから位置について、どうしてこういう場所をずっと這わせるのかということをお教えください。
事業者 土居	資料5の9ページ左下に道の駅がございます。こちらは昔、道の駅の造成のために盛土を行っていきまして、現況の火沢川を暗渠化しているところになります。そちらの暗渠を一部上側に付け替えるということで、10ページにも、水路（暗渠）というかたちで記載しています。



今のお答えですと、数字だけでイメージが湧かないので、できればもう少し大きい範囲で、集水域も含めた範囲を示していただけるとよかったですと思います。この右側と左側は、工事範囲の何倍ぐらいになりますか。

事業者  
土居

先に左側を申し上げますと、左側については、大体造成地の6倍ほどの流域を有しています。右側は、6ページの航空写真で見えている部分は造成地範囲と同じくらい、10haの流域を有しています。そのため、造成地外から来る水は、比較的国道から東側から来る水が多いということになります。

梅崎委員

6ページの航空写真を見ると、左側が開けていますが、そちらのほうが工事区域よりも高くなっているんですね。

事業者  
土居

そのとおりです。

梅崎委員

その流域の集水量などの計算結果とか、それを排水するための計画を詳細に教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
土居

左側の流域は60haほどあって、右側が10haほどあるとお話させていただきましたが、それぞれ流量計算を実施しております。調整池付近の最下流部で、流量としては1秒間に19tの水が流せるような計画となっております。

梅崎委員

委員長、口頭では今お答えいただきましたが、その辺の細かい検討はどうすればよろしいでしょうか。

片谷委員長

通常のアセス手続でいう水象の予測評価の趣旨でのチェックをしたいということですか。

梅崎委員

はい。それが盛土の安定性にも関係してきます。

片谷委員長

そういうことであれば、追加資料をJR東海さんをお願いすることになります。追加資料を希望されるのであれば、そのようにおっしゃっていただければ要請します。

梅崎委員

そのことについてですが、今も申し上げましたが、また排水管等の設計にも関わってきますので、その資料は追加でお願いできればと思います。

併せて、上流から下流の縦断方向の地形も見たいので、縦断方向の勾配の資料も頂きたいと思います。

片谷委員長

それは12ページの断面図よりもっと詳細なものという意味ですか。

梅崎委員

計画地の範囲に限られているので、上流域や調整池の下の部分も含めた断面図が必要かなと思っています。

片谷委員長

この工事区域より外までということですか。

梅崎委員

そういうことです。上流・下流を含めた全体が分かったほうがいいんじゃないかと思っています。

片谷委員長

JR東海さん、そういう資料を出していただくことは可能ですか。



事業者 太田垣	事務局と調整させていただいてもよろしいでしょうか。
片谷委員長	では、今日そういう要望が出ましたので、事務局と協議させていただいて、できるだけ御対応いただくようにお願いします。
梅崎委員	全体については、まずここまで結構です。ありがとうございました。
片谷委員長	高木委員、どうぞ。
高木委員	今、梅崎委員がお話されていた資料5の6ページの航空写真を見ながら質問させていただきます。 赤い線で囲まれている造成地がありますが、先ほどのお答で、左側のほうに住宅がポツポツとあり、そこは傾斜地の上にある住宅地なんだということは分かりました。その間に道路を挟んで林のようなものが出てくるんですけど、住宅地はその一番高い位置にあるんでしょうか、それとも木がたくさんあるところが一番高くて、住宅地はそこからまた少し下がっているような位置関係になっているんでしょうか。
事業者 土居	6ページの写真では、造成地の左側に森のような部分があると思いますが、ここが斜面になっておりまして、もう少し左側へいくと住宅地があります。住宅地が最も高い位置という平坦部になっております。
高木委員	森があるから住宅から造成地は直には見えないような位置関係にあると思ってよろしいですね。
事業者 土居	はい、そうですね。かなり勾配もありますので、住宅地から一部ほんの少し視認ができる程度で、ほぼできないといった位置になっています。
高木委員	分かりました。ありがとうございます。 今度は道の駅ですけれども、道の駅と造成地はかなり近くて、ここは数十mぐらいしかないという理解でよろしいでしょうか。
事業者 土居	そのとおりです。
高木委員	資料5の10ページで造成で斜面部に薄緑色がかかったりしていますが、道の駅から数十m離れたところで工事がガンガン行われるという理解でよろしいですか。
事業者 土居	はい、その理解で間違っておりません。なお、10ページの一番最上流部の灰色で着色された平坦部ですが、そちらの高さが道の駅の高さとほぼ同じになります。
高木委員	薄緑色で着色された斜面部はそこより下ですか、上ですか。
事業者 土居	下になります。
高木委員	道の駅から見下ろすようなところで工事をやっていることになるわけですね。

事業者 土居	そのとおりです。
高木委員	分かりました。 計画地の周りに何があるのか分からないのでお聞きしますが、次に、道の駅からも うちよつと東に行ったところにテニスコートらしきものが2面あって、その周りに何 か公共施設のようなものが見えるのですが、これは何ですか。
事業者 土居	下條村さんが経営しております「コスモスの湯」という温泉施設です。こちら先 ほどの左側の住宅地とほぼ同じぐらいの高さで、一番高いところになります。
高木委員	「コスモスの湯」からは、森があるから造成地はたぶん見えないような位置関係と いうことでよろしいですか。
事業者 土居	そうですね。現地も確認しておりますが、ここから造成地は視認できないというか たちです。
高木委員	分かりました。ありがとうございます。 最後ですけれども、工事A区画のところに村道があって、その上に赤い屋根の結構 大きな建物があるんですが、これは何ですか。
事業者 土居	こちらは温泉施設でして、「加賀美」、「月下美人」という宿泊施設になっておりま す。赤い色の屋根が「加賀美」さんという宿泊施設です。
高木委員	その右側にある灰色っぽい建物も宿なんですね。
事業者 土居	こちらの灰色っぽいところが「月下美人」さんになっています。
高木委員	その二つの宿も造成地よりは高いところにあつて、かなりの傾斜面の上にあるとい う理解でいいですね。
事業者 土居	はい、その理解で間違っておりません。
高木委員	工事は、10ページの図面を見ると、赤い屋根の宿泊施設のすぐそばで、距離はこれ も数十mぐらいのところで行われるという理解でよろしいですね。
事業者 土居	赤い屋根の宿泊施設からは勾配がかなりあるんですが、水平の距離としては比較的 近いところにあるのかなとは思いますが。
高木委員	6ページの計画地の一番東側というか北東側に、写真の端に長細い斜めの線状のも のが見えますが、これは何ですか。「阿知川」と書いてある矢印の先です。
事業者 土居	こちらは特段の施設等はありません。細かくて申し訳ありませんが、計画地の赤色 の範囲のほんの少し北側に、赤色の屋根が見えるかと思えます。こちらは中部電力さ んの水力発電の放流先となっています。

高木委員	人が住んでいたりはないということですね。
事業者 土居	人が住んでいたりするところではございません。
高木委員	分かりました。騒音に関連してくるので、細かく聞かせていただきました。ありがとうございます。
片谷委員長	では、続いて北原委員どうぞ。
北原委員	<p>基礎的な情報が全然記載されていないので、質問のしようがないところがあります。例えば、先ほど流域界の話をしていましたが、流域界が書かれていない。それから詳細な地図もない。道の駅の上流側から水が暗渠で流れ込んできているということですが、その上流側の流量や流域面積といったものもなく、基礎的な情報が抜けています。高木委員からも質問がありましたが、住居のこともありません。もっと我々に情報を提供してもらわないと困るなど私は感じております。それが1点目です。</p> <p>それからもう1点、資料5の8ページになります。下條村が引き継いで管理するということですが、先の小田原の土石流災害がありました。盛土をした場合、長期間ですから、その引渡し等で土地の管理者が替わると思いますが、災害等があったときの責任については、下條村ときちんと話をしているのでしょうか。</p>
事業者 太田垣	ありがとうございます。下條村との協議でございますけれども、跡地利用につきましては、現在下條村のほうで計画しておりますので、今後となっております。私どもと下條村の間で、維持管理につきましては、この後適切に管理がなされるようにきちんと協議をしてまいる考えでございます。よろしく願いいたします。
片谷委員長	今の点はそれでよろしいのですが、1点目として北原委員がおっしゃった上流域の情報といった今回の資料に記載されていない情報に関して、先ほど梅崎委員から上流域の状況が分かるような資料を出してほしいという御指摘がありました。少しこの範囲を広げて、先ほどから話題になっている高低差が判読できるような絵図で示していただく、あと、人が住んでいる住居や宿泊施設などが別の記号か何かで分かるような資料を出していただくことは可能ですか。あと流域ですね。先ほど流域面積の数字は教えていただいたのですが、この計画地の赤い線とは別に流域の線があるのだらうと思いますが、そういったものを示した図面を提出していただくことはできますか。
事業者 小池 (東海旅客鉄道 株式会社)	<p>先ほど梅崎委員から御質問があり、今も北原委員から御意見を頂いたところですが、すぐに対応可能な部分は、事務局と調整して提出させていただきます。</p> <p>今回、「発生土置き場（睦沢）における環境の調査及び影響検討について」ということで提出させていただいていますが、工事に先立っては、「発生土置き場（睦沢）における環境保全について」を別途公表させていただいて、技術委員会で御審議いただくこととなります。そちらにおいても、御意見を頂いたような資料を盛り込んで、また御審議いただけるように、できる限りの対応を調整したいと思います。</p>
片谷委員長	それはぜひ進めていただきたい点で、事務局とよく協議して準備していただけるとありがたいですが、事務局いかがですか。
事務局 中島	1点補足します。これまでの発生土置き場については、調査と影響検討の結果に加え、それを踏まえた環境保全措置やモニタリングの具体的な計画の二つをセットで審議していました。

今回の下條村内発生土置き場（睦沢）については、先ほどの事業者からの説明のとおり、ギフチョウの食草の移植を複数回に分けて実施したいという前向きな考えから、今回ギフチョウの食草の移植について議論いただいた上で、残された環境保全措置の部分については、今回の審議とは別途、環境保全の具体的な計画書として出てきます。

おそらく計画書の提出は次年度以降になると思いますが、そこに必要な情報であれば追加した上で、御審議いただくという方法が考えられます。

それから、今回は環境の調査と影響検討の結果について環境保全の見地から知事意見を述べるに当たっての御審議をお願いしています。基本的には、事業が実施されることを前提に影響検討をしておりますので、参考情報として必要であれば当然提出いただきますが、事業そのものが実現可能か、構造的に大丈夫かというところまでは守備範囲ではないということもあります。その辺りも踏まえて事業者と相談させていただければと思います。いかがでしょうか。

片谷委員長

今北原委員が指摘されたこと、先ほど梅崎委員が指摘されたことも含めて、今後提出される書類の中でそういった図面等も提出されるということです。事務局が事前にJR東海さんと協議しながら準備していただくということです。委員の皆様には少しお待ちいただくこととなりますが、いずれ出てくるということです。

もちろん盛土の安全性は無視できる話ではなく、当然それは確保しなければいけないことではあります。今の事務局の説明は、今回の環境調査及び影響検討の結果についてという中では、関連する事項ではあるが、直接の審議対象にはしていないということだと理解いたしました。

今後、もちろん疑問点があれば御指摘いただくのは大いに結構ですが、そういう趣旨であるということは御理解いただきたいということです。JR東海さんも、次の書類を出すときに足りない部分の図面等も併せて提出してくださるとおっしゃっていますので、それを待ちたいと思います。北原委員、それでよろしいでしょうか。

北原委員

分かりました。盛土云々じゃなくても、基礎的なことをきちんと書いてくれないと、こちらも意見のしようがないということです。

片谷委員長

それはJR東海さんに伝わったと思いますので、今後出していただく資料の中で補っていただくようにしたいと思います。

では、富樫委員、お待たせしました。

富樫委員

今、事務局から、ここで審議する内容の範囲はある程度決まっているというお話がありました。先ほどから鈴木委員、梅崎委員、北原委員もお話していますが、盛土の中の水を盛土内排水として暗渠で外に排水するということは当然の話ですが、わざわざ盛土の中に河川の水を引き入れて、それを盛土の下の調整池に導くということは、常識的には考え難い、非常に危険な計画だと感じます。

下條村さんと跡地利用の話をしているということなので、もちろん協議も必要でしょうけれども、そういう危険性を持った計画だということを下條村さんにも十分分かっていただけたほうが良いと思います。

後で言おうと思いましたが、もちろん御存じのように、ここはちょうど沢に沿って活断層も通っています。活断層の活動周期は非常に長いというか、さほど活発ではないとはいえ、小規模な地震はいつ起こっても不思議ではありません。盛土内構造が恒久的にずっと機能し続けるという希望的観測では設計されない方がよいと思います。

どうしようもないところは暗渠になるところもあるかもしれませんが、できることなら既存の河川は開渠の状態の下流に流すことを基本に考えることをお願いしたいと思います。これは私からの希望です。

片谷委員長	ありがとうございます。これは助言の中で触れていただくようにしますか。
事務局 中島	こちらで検討させていただきたいと思います。
事業者 村中 (東海旅客鉄道 株式会社)	<p>先ほどの排水の考え方について、我々の計画を少し補足させていただきたいと思います。</p> <p>富樫委員の御指摘のとおり、わざわざ盛土外の水を盛土の中に入れるより、そのまま外に流したほうがいいというのはそのとおりで、我々も同様に考えております。</p> <p>資料5の10ページ、資料5-1では2-4ページを御覧ください。道の駅の駐車場部分の火沢川は既に暗渠になっていて、その暗渠から点線で下流に下りていっているように見えます。道の駅のところから暗渠で水が出てきますので、水路の一番最初の部分は暗渠で流すところがありますが、この暗渠はそのまま一本の暗渠で下流の調整池に繋がっているわけではなく、その都度その都度出せるところで、付替後の火沢川（開渠）に接続させて、開水路として流す計画としています。</p> <p>今回火沢川が既に暗渠化されていて、スタートが地下から始まるということで、一部地下に入るところもごさいませけれども、できるだけすぐに外に出すということを考えておりますし、この水路（開渠）という紫色の線は、資料5の10ページでいうところの右側の斜面からの水を飲むものであり、外から入ってくる水については、両側の開水路で基本的に受けて下流に流します。</p> <p>上流から流れてくる火沢川についても、現況暗渠で始まっている部分で仕方がないところはありますが、速やかに開水路に繋いで下流に流すということで、原則として盛土内の水は開水路で流すことを考えています。</p> <p>資料5の11ページにある地下排水管は、いわゆる有孔管ですが、主には盛土内に降った雨水排水のうち、盛土内に浸透したものを集水して流すことを目的としているものになります。</p> <p>当然周辺部でも盛土の際から中に下りる水はあるかと思いますが、そういったものは、ほとんどが先ほどの両側の水路で受けることを考えております。基本的には富樫委員の御指摘のとおり的手法で我々も設計を考えて進めているということ、少し補足させていただきたいと思います。</p>
片谷委員長	富樫委員、何かコメントされますか。
富樫委員	土地の安定性にとっては、今の説明が一番大事なところ。短時間での審議ですので、もっと分かりやすくその一番大事なところを説明していただくように、あるいはそれが分かるような資料を出していただくようお願いしたいと思います。
片谷委員長	今JR東海さんから説明された内容の中身に関しては了解されたということですのでよろしいですね。
富樫委員	なるべく開渠にするというか、水を地下に入れるわけではないという御説明でしたので、具体的には詳細な図がないので分かりませんが、こちらで指摘したことは一応考慮していただいているということは分かりました。
片谷委員長	<p>ありがとうございます。では、これに関しては、もう少し情報量を増やした図面を今後の提出書類の中に付け加えていただければというお話が先ほどJR東海さんからありましたので、それを待ちたいと思います。</p> <p>では、影響検討の内容について、資料5の19ページから39ページの審議に移ります。</p>

特に順番は定めませんので、ページ番号を示して御発言いただきたいと思います。

最初に、私の担当分野の 대기について、ここに書かれている内容に関しては、私からは意見はございません。

では、どなたからでも結構です。先ほど高木委員は発言があるとおっしゃっていましたね。

高木委員

騒音と振動のところで話をさせていただきます。資料5では24ページ、26ページの辺りです。

先ほどの御説明を伺って、住宅地は工事現場から一番近い住宅でも300m近く離れていそうで、しかも間に森があるという話もあったので、あまり大きな問題にならないのではないかと感じております。

ただ、先ほどの御説明であった道の駅と二つの宿泊施設に関しては、数十mのところでは工事が行われて、元々の騒音にしる振動にしる、測定限界以下だったり25dBだったり静かな場所です。そんな場所で、建設工事期間中は騒音で77dBくらい、振動でも71dBという検討結果です。環境基準はクリアしているからそういう意味ではいいでしょうと言われればそうなんです、要するに、静かな場所なので、とんでもない騒音や振動に感じるくらいのボリュームがありそうだなと思いました。

工事が8時から18時となっているわけですが、温泉宿に宿泊しに行ったときは、午後3時ぐらいに着いて、できれば夕飯前に一度露天風呂でも入ってのんびりしようかという人はいっぱいいるはず。そうすると、ほんの数十mのところ、77dBですから当然はつきり聞こえるぐらいの騒音や振動になるわけですが、それが露天風呂に入っているとまともに聞こえてしまうかもしれない。露天風呂の位置まで分かりませんが、露天風呂があるということはさっきネットで調べました。だから工事をやめろという話ではないですが、少なくとも二つの宿泊施設や、できれば道の駅とも、例えば一番近くの工事をするとき、宿にほとんどお客様が入らないような時期を狙うとか、そういう事前の打ち合わせをされない、4年間ずっと騒音や振動にさらされてお客様がいなくなったという話になるとえらいことになります。事前にぜひそういう調整をするということをお策としてお願いしたいと思っています。

片谷委員長

私も、この77dBという値を見て、もう少し対策が必要だろうなと思ったところです。JR東海さん、何かコメントされることはありますか。

事業者  
太田垣

御意見ありがとうございます。下條村のこの発生土置き場の計画に当たっては、これまでも地域の皆様、当然この宿泊施設であったり、あるいは道の駅の方とも、計画の内容について御説明しながら、御心配の意見も頂いておりますが、そういった点です、今後工事が始まるまで、あるいは工事が始まってからもしっかりと対話をさせていただき、また、御不便をおかけしている点についてどういうふうに対応していくのかを含めて、対策を立てながら工事を進めてまいりたいと思います。

高木委員

よろしく申し上げます。

片谷委員長

では、続きまして、中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

資料5の39ページをお願いしたいと思います。重要な種の移設等ということで、ギフチョウの食草の移植に関しては、JR東海さんのほうで結構配慮いただきました。それまでは有名な採取地でしたが、2016年ぐらいから成虫が見つからないということで、成虫がいなくても、どこかのメタ個体群から飛んできて、またここで復活するんじゃないかという意見を言いました。そうしたら、食草を移植しようということで、移植の計画まで作っていただいて、ありがたいことだと思っています。

その中で、事後調査の定義ですが、移す前に幼虫や卵が確認できたら、その後は事後調査として調査していくという位置づけになるのでしょうか。ギフチョウがいなくて、ヒメカンアオイだけ移植したら、事後調査しませんと解釈されているかと思いますが、それでいいのでしょうか。できたら、ギフチョウが戻ってきたか戻ってこなかったかという調査は、どこかでできないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

事業者  
小池

中村寛志先生、非公開の部分の関連でしたら、非公開情報の御説明をさせていただいてからやり取りしたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

中村寛志委員

非公開審議のときにということですか。

事業者  
小池

いえ、今の部分を御回答させていただいて、あと細かい部分がありましたら、まだ非公開情報の御説明ができていないので、その部分の説明をしてからと思ったんですが、今の部分を御回答させていただきます。

まず、言葉の使い分けで分かりづらい部分があって申し訳ないのですが、ギフチョウの幼虫や卵があった場合に移設を行ったら、事後調査をするという位置づけにさせていただいています。もし幼虫が卵がなくて食草だけ移植した場合にも、モニタリングということで、しっかり生息環境の調査をやってまいりますので、幼虫や卵がいなかったから移植したものも何も見ないというわけではありません。言葉の使い分けだけなのですが、生息環境としてその後も見ていきますので、そこは御心配なさらなくても調査を行っていきます。

中村寛志委員

ありがとうございます。植えっぱなしかなと思ったもので、確認しました。

事業者  
小池

その辺りは、先生にまた御相談させていただきながらやらせていただきたいと思いますので、お力添えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

中村寛志委員

非公開審議のときに説明されるかもしれませんが、移植するとき、飯田市桐林の例もありますように、小学生や中学生に手伝ってもらって移植したりとか、いわゆる持続可能な開発のための教育（ESD）の一環としてやる計画はあるのかどうかもお伺いしたいと思います。リニアの建設だけではなくて、それを基にして環境教育もやっていかれるのでしょうか。村との兼ね合いもあると思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
小池

そちらについても下條村さんと御相談させていただいておりますので、具体的にどうしていくかはまだ決まっていますが、先生にいろいろ御報告しながらやらせていただきたいと思います。

中村寛志委員

ありがとうございます。

片谷委員長

中村寛志委員もおそらくまだ御質問があると思いますが、非公開情報に関わるところがあと思いますので、後ほどお願いします。

では、先に佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員

資料5の37ページの景観ですが、この文章だけだと、本当かなと思ってやはり分かりません。本編も見ていたんですが、写真が掲載されていないと、本当にそうなのかと疑問を持った場合に何とも判断できません。地図を見ようと思って、資料5-1の4-5-1-1ページの主要な眺望点及び日常的な視点場の状況の地図は、逆に広域過ぎてよく分かりません。発生土置き場及び視点場くらいのもっと大きな地図を添えていただかないと判断できないので、そういったものは準備できるかということが1点目です。

2点目ですが、資料5の7ページにあるように、一番近いところは道の駅ですね。7ページの写真を見る限り、道の駅からかなりよく見えるはずですが、どうしてこの場所を調査から外したのか、その理由をお聞きしたいと思います。

事業者  
小池

まず、1点目の資料についてですが、どういったもので対応できるか、事務局と御相談させていただいて、御回答させていただければと思います。

事業者  
村中

道の駅を視点場から外した理由ですが、あくまでも今回の場合は、景観資源としての視点場であるということです。道の駅につきましては、人と自然との触れ合いの活動の場も同様ですが、地域の特産品の販売所又は飲食の場所ということでして、前提を外しているということと、今回の発生土置き場が下條村様の跡地利用の計画に基づき計画されているということがあります。

この最上段の平場のところは、現段階では道の駅の駐車場として利用されているということも含めまして、この位置まで造成するというので、村の計画に合わせた造成高さの計画にしております。道の駅の方も一緒になって、工事計画を説明しておりますし、一緒に考えを説明させていただいているところでございますので、今回の場合、御指摘のとおり7ページのような写真のところ、道の駅から眺めることができる場所ではございますが、そういった理由で今回の計画となっているところを御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

佐々木委員

確認ですが、発生土置き場と関連した整備がそこでも行われるということでしょうか。下條村はその意向なんでしょうか。

事業者  
村中

跡地につきましては、下條村様から今のところ公園としての利用ということで伺っておりますが、まだ確定はしていないところではあります。跡地は下條村様が御利用になられるということで、表面の造成は村の計画で行っていくと聞いております。

佐々木委員

道の駅も含めた整備計画を下條村が考えているから外したということですか。

事業者  
太田垣

道の駅からの眺望ですが、これから下條村が跡地の公園の計画を立てるときに、駐車場があって公園に木を植えるとか、どういったかたちにするか絵を作られると思いますが、そういった中で造成の形も含めて検討していくかと思っております。

佐々木委員

一体的な整備ということでしたら、それで結構です。ありがとうございました。

片谷委員長

続いて、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

31ページの土地の安定性の検討結果で、かなり厳しい条件ということで、地震時の安全率が1.03、3%しか余裕がないわけですが。それに関して、埋設堰堤がこの場合は1カ所しかないんですけども、工事A区画と工事B区画のそれぞれ真ん中辺りにもう1カ所とかは必要ないというお考えなのでしょうか。埋設堰堤は、複数個所にあるような計画を拝見することがあるんですが、ここは1カ所だけなので、それについてお聞かせいただきたいと思ひます。

事業者  
太田垣

埋設堰堤の位置がこの1カ所だけかという御質問でよろしいでしょうか。

鈴木委員

もう2、3カ所必要ないんでしょうかということです。



事業者 村中	<p>発生土置き場（陸沢）につきましては、まず、全体の地形の勾配が非常に緩いということと、今回盛土の法面も1：3と緩い勾配にしているということで、埋設堰堤で持たせるというより、盛土全体の勾配を緩くすることで安全性を持たせているという考えです。</p> <p>埋設堰堤は、真ん中に1カ所しかありませんが、この1カ所だけで十分安定性は確保されているというところですが、この安定検討の結果ですが、資料5の31ページの下段にも注書きで記載しておりますが、盛土高さの2分の1の水位の設定であったり、盛土の施工に際して本来剥ぎ取る表土を残したまま安定計算を行っています。また、実際のトンネルずりの粘着力は、いくらかは確実にあると思われませんが、今回は最も厳しい値となるように0に設定して行っているというようなところで、かなり安全側の設計をして安定計算の結果を得ているというところですので、十分安全性は確保されているものと考えています。</p>
鈴木委員	<p>厳しい条件下で検討したということですが、先ほど申し上げたように、地震時の安全率が3%しか余裕がありませんので、もう少し安全に進めていただけないかということで申し上げました。</p>
片谷委員長	<p>本編は読んでいませんが、今、御回答いただいたようなことは、今日出していただいた資料の本文には書かれていますか。</p>
事業者 村中	<p>資料5の31ページの米印のところに記載しています。</p>
片谷委員長	<p>それよりもっと詳細な説明が資料5-1の本編に記載されていますか。</p>
事業者 土居	<p>今説明させていただいている資料は、本編の資料になります。もっと詳しい土質の定数などの条件は、資料編の資料5-2に掲載しております。具体的には、資料5-2の環4-1-7ページ辺りに検討時に用いた土質の定数など考え方等を詳しく掲載しております。</p>
片谷委員長	<p>ありがとうございます。すぐには見きれませんし、私も安定計算は直接の専門ではないので、この辺は鈴木委員に後ほど細かく見ておいていただきたいと思いますが、鈴木委員、お願いできますか。</p>
鈴木委員	<p>基本的には梅崎委員がご専門だと思いますけれども、確認してみます。</p>
片谷委員長	<p>では、分野の近い委員の皆様方、数値的な面で十分妥当なものかどうかという確認はぜひお願いしたいと思います。 富樫委員、どうぞ。</p>
富樫委員	<p>100万㎡の土砂を盛土する計画ですから、非常に大規模なものです。今回、先ほどの安定計算の断面のページにも書いてありますが、表土を基本的に剥ぎ取って、安全性を高めて施工するという計画ですが、剥ぎ取った表土はどうされる予定でしょうか。</p>
事業者 土居	<p>表土につきましては、剥ぎ取った後に仮置きを行った上で、跡地利用の形態にもよりますが、厚さ等も下條村さんと相談しながら、最後に覆土材として使用することを考えております。</p>
富樫委員	<p>ぜひそうしていただきたいと思います。今回、盛土法面の面積も非常に大きなものになると思いますので、その緑化をどうするかということも問題になると思います</p>

が、基本的には表土を活かして、外来種が入り込まないように配慮をしていただきたいと思います。

もう一点ですが、ここは活断層がちょうど通っていきまして、表土を剥ぐと活断層の露頭が現れる可能性が非常に高い場所です。実は、この川路・竜丘断層は存在は知られていますが、その詳細な活動の履歴はよく分かっていないところがありますので、可能であれば、施工時に表土を剥いで活断層が現れたときに、専門の方に断層としてどういう性状のものか見ていただく機会を設けていただければ、この地域の断層の性状を知ることになり、地域への貢献にもなると思います。

発生土の処理と直接の関係はありませんが、そういう機会は活かして、活断層の調査をどこか専門のところが行えるようなチャンスとして組み込んでいただければ、ありがたいと思います。その点はいかがでしょう。

事業者  
太田垣

御意見ありがとうございます。実際に表土を剥ぎ取ってみて、どういった形のものが見えるのか、工事の担当の者が分かるのかどうかは分かりませんが、もし明らかに分かるようなものが見受けられましたら、そのときにはいろいろなところと相談して工事を進めていくことになるかと思っています。

富樫委員

ぜひよろしくをお願いします。

片谷委員長

では、北原委員どうぞ。

北原委員

この地域は、東海地震の震源域と近いということで、震度6強だったと思いますが、その危険性があるわけです。レベル2で地震動を考慮した安定計算をやっているようですが、これで大丈夫なのだろうかというのがあります。いかがでしょう。

事業者  
村中

東海地震につきましては、確かに不確かな部分もございまして、そういった御心配の声もあることは我々も承知しております。そこを踏まえた上で、今回、道路土工のレベル2の地震時の安定計算を行うに当たって、先ほど申し上げたとおり、表土に関する条件だったり、トンネルずりの粘着力を0に設定するというようなところで、我々としては安全を確保するという安定計算を行っています。

北原委員

例えば、レベル2が50カインと指定していますが、阪神淡路大震災のときは90カイン来ていて、2倍近くありました。そのような可能性もないことはないと思います。安定計算をレベル2でやっていますが、この場所は果たしてこれでいいのだろうかということがあります。いかがでしょう。

事業者  
村中

御指摘のとおりで、安定計算のパターンをどれで行えば安全が確保されるかというところは様々な議論があるところだとは思いますが、我々も委員の御指摘の考えも分かるのですが、盛土の安定計算において、今回地下排水がしっかり排水されるように設計しているにもかかわらず、水位を盛土高さの2分の1の高さに持ってくるということであったり、トンネルずりの粘着力を0にするということは、盛土の安定上かなり厳しくきいてくる条件です。そこを設計に取り入れているというのも、道路土工の地震時のレベル2にとどまらずに行っていると言えるので我々としては考えておりますので、そこを御理解いただければと思います。

北原委員

少しこちらも考えてみます。今のお答えは分かりました。

片谷委員長

梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員 搬入される土砂についてですが、土壤汚染対策法の有害物質等の調査はどうされる  
んでしょうか。

事業者 自然由来の重金属等の調査につきましては、トンネルを掘削した段階で1日に1回  
土居 判別し、その結果、溶出基準の値を下回ったものを持ってくる計画です。

梅崎委員 下流に河川等もありますので、調整池での再チェック等よろしくお願ひします。  
その上で、先ほどの排水処理の件に関して、付け替える開渠の方にも水を積極的に  
排水するという事でしたけれども、調整池には、この付替河川の水も一旦入るよう  
な設計になっているんでしょうか。

事業者 付替後の火沢川は、造成範囲外からの流入水の処理という意味合いで、調整池には  
土居 入らず、調整池を迂回して現況の火沢川に合流する計画となっております。

梅崎委員 盛土内の排水はそちらには流さないということですね。

事業者 造成地内に降った雨水等は、調整池等に集水するという事になります。  
土居

梅崎委員 分かりました。水質についてもしっかりとお願ひします。

片谷委員長 では、ひととおり御意見を頂いたと思います。ここから非公開部分の審議に移りた  
いと思いますので、報道の皆様方は、会場から御退室いただくようお願ひします。

====以後非公開審議====

====非公開審議終了====

(休憩)

片谷委員長 皆様戻られましたので、審議を再開します。  
議事(3)「諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計  
画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書」についての審議です。  
傍聴の方がいらっしゃいましたので、事務局からアナウンスをお願いします。

事務局 傍聴の皆様、傍聴に当たりましては、会議における発言に対して、拍手やその他の  
伊東 方法により公然と意思を表明しないことなどの傍聴人心得を遵守して下さるようお  
願ひいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペース  
からの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

片谷委員長 傍聴の皆様、報道の皆様、御協力をよろしくお願ひいたします。  
では、さっそくですが、事業者さんから資料6の説明をお願いします。

都市計画決定権 長野県建設部都市・まちづくり課の企画幹をしております河原輝久と申します。よ  
者 ろしくお願ひいたします。  
河原 諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道  
(県都市・まち 3・4・6号高木東山田線の環境影響評価準備書につきましては、4月から委員の皆様  
づくり課) す。引き続き、委員の皆様には専門的なお立場から御意見やアドバイスを頂き、環境

影響評価書に反映してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

資料の説明につきましては、我々都市・まちづくり課と事業者である長野国道事務所で行います。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料6を御覧ください。

前回の第7回技術委員会及び追加提出の御意見に対する都市計画決定権者の見解を御説明いたします。資料7のオレンジ色に着色されている箇所が、御意見とそれに対する事後回答でございます。

最初に、No. 7の御意見です。富樫委員から頂いた御意見です。住民意見に対する見解、そして委員会での意見の回答に関する御意見です。

住民意見に対する見解につきましては、前回No. 6で回答させていただいたとおりです。県としましては、地域住民に事業の整備効果や準備書の内容などを、パネル展示等により分かりやすく伝え、理解を深めていただくため、昨年12月に市・町とともにオープンハウス方式での説明を事業者の協力を得ながら実施するなど、地域住民の方の疑問や心配が少しでも解消できるよう努めてきているところです。当委員会での回答につきましては、準備書を基に委員の皆様からの御意見やアドバイスを頂いていることを踏まえ、より環境に十分配慮した事業となるよう事業者に求めてまいります。

また、この後知事意見を踏まえて作成する評価書の公表後におきましても、引き続き市・町や事業者と連携を図りながら、地域住民の理解が得られるよう、機会を捉えて対応してまいりたいと考えております。

この後は、長野国道事務所からの説明となります。

片谷委員長

では、長野国道事務所からお願いいたします。

事業者

長野国道事務所の中村です。

中村

(長野国道事務所)

続きまして、資料6のNo. 12の意見について御説明します。No. 12は、前回審議において鈴木委員より頂いた御意見です。影響がないという証明はなかなか難しい。影響が出た場合の対応を常に念頭に置きながらやっていただきたいという御意見でした。

回答としましては、準備書では、技術手法等に基づき予測評価を実施しておりまして、予測結果に応じて環境保全措置を実施することで、事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減していると評価しています。現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。調査や措置の内容については、関係機関と協議の上、適切な時期に改めてお知らせしていくことを検討してまいります。

続きまして、No. 19の意見について御説明いたします。前回審議において山室委員より頂いた御意見です。断層破碎帯などの地質不良区間の設計手法について、工事開始までの短い期間で開発できるとはとても思えない。開発できるとする根拠を教えてください。また、開発された設計手法や施工手法が安全であるということをどのように担保するのかという御意見でした。

回答としましては、事業実施段階において改めてその地点の最新の知見を収集し、文献等で示されたものや文献で示されていない活断層を含め、計画路線全体の活断層の位置及び性状を把握するためのボーリングや物理探査などの詳細な地質調査を実施し、詳細に位置を把握した上で、道路設計及び施工計画を検討していきたいと考えています。また、断層帯との回避が困難な場合は、設計における断層変位への対応については、過去の事例や複数の専門家の意見等を踏まえながら、安全に配慮したトンネル設計施工計画を立案していきたいと考えています。

なお、トンネル設計における断層変位への対応について御指導いただく専門家は、今後検討し選定していきたいと思っておりますので、現状で名前をお示しすることはできないということをお伝えします。

続きまして、No. 67の意見について説明いたします。前回審議において梅崎委員より頂いた御意見です。月に1回のデータでは、影響がないとするには根拠が乏しいのではないかという御意見でした。

回答としましては、水象の予測については、広域の地下水流動に関する検討を行った上で、高橋の水文学的手法による集水範囲、計画路線と地下水位の関係、そして水質的観点を含めた複合的観点で予測を行いました。事業実施段階において、帯水層区分、尾根部を通るトンネルと地下水の関係、地下水流動系と断層破碎帯との関係、河川と地下水との連続性や流入の状況などをできる限り把握するため、詳細な地質調査を行います。道路設計に必要な情報を得るための地下水の観測については、新たに設置するボーリング観測孔も含め、必要な箇所については自記水位計による連続観測を実施し、帯水層の状況をできる限り把握し、その結果を道路設計に反映して施工計画を立案し、工事を実施していきたいと考えております。

続きまして、No. 73とNo. 74の意見に併せて回答いたします。No. 73について御説明いたします。前回審議において、富樫委員より頂いた意見です。今後の実施段階で詳しい調査を行うということだが、その中に地下水流動シミュレーションを入れていただきたいという御意見でした。

また、No. 74の意見については、審議後の追加意見として富樫委員より頂いた御意見です。地下水の影響に関する住民の関心は高いため、不安が少しでも軽減されるよう、実施段階で予定されている詳細調査の説明に二つの内容の趣旨を踏まえた文言を加え、それを明記していただきたいという御意見でした。一つ目は、詳細調査に基づき、改めて各地下水保全対象への影響をより詳細に予測するとともに、準三次元地下水浸透流解析等を用いて、予測結果をできる限り分かりやすく可視化すること。二つ目は、工事着手前に、詳細調査に基づく地下水への影響予測結果と事後調査計画をひとつにまとめ、住民等に向けて丁寧に説明することでした。

回答としては、事業実施段階において、道路設計に必要な情報を得るために、専門家等の意見及び指導を得ながら、断層帯の詳細な位置、帯水層区分、尾根部を通るトンネルと地下水位の関係、地下水流動系と断層破碎帯との関係、それから、河川と地下水との連続性や流出量の状況などを把握する詳細な地質調査を行い、それらの結果を踏まえ、三次元による浸透流解析等の数値解析を実施し、事業による影響をできる限り事前に把握し、道路設計及び施工計画に反映して工事を実施していくことを考えております。

断層帯の詳細の位置を把握する調査は、具体的には、最新の文献や地形判読により、断層帯又はその可能性のある地形を抽出した上で、現地踏査、ボーリング調査、弾性波及び電気等の各種物理探査やボーリング孔を利用した検層等の詳細な地質調査により、工事に支障となる可能性がある断層帯をできる限り事前に把握し、その位置及び性状を検証します。地下水流動系と断層破碎帯との関係を把握する調査は、必要な箇所において、断層帯を挟んだ両側に地下水観測孔を設置するなど、断層帯周辺の地下水の分布状況をできる限り事前に把握します。これらの結果については、できる限り分かりやすい資料として整理します。

また、温泉源泉、水道水源、酒蔵の水源、湧水や新たに確認された個別の井戸等は、事後調査とは別に、施工前、施工中、施工後にかけて、必要な箇所については自記水位計による連続観測によるモニタリング調査を実施します。このモニタリング調査については、詳細な地質調査、道路設計及び施工計画の立案の段階において、専門家等の意見及び指導を得ながら、三次元による浸透流解析等の数値解析を実施し、事業による影響を把握することで、随時見直しながら実施します。

水象（地下水）の事後調査に関しては、詳細な工事計画策定後、専門家等の意見及び指導を得ながら、ボーリング調査、各種物理探査、その他各種調査により事業実施区域及びその周辺と湧水との関係をできる限り把握し、事後調査を行います。具体的な考え方としましては、既存及び新たな観測孔設置による地下水の水位、湧水の水量、

トンネル内の湧水量及び河川等の流量の測定を行います。具体的な事後調査の調査計画は、工事着手前に実施する詳細な地質調査を基に設計段階において立案し、地域の方々へ説明したいと考えております。

さらに、道路設計に必要な情報を得るために必要な詳細な地質調査の調査結果及びそれらを反映させた道路設計及び施工計画は、事後調査の調査計画及び調査結果と同様に公表することを検討し、できる限り丁寧に地域の方々へ説明していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

片谷委員長

ありがとうございました。前回の審議のときに持ち帰って検討していただくようお願いした件、前回の委員会後に追加で出された意見や質問に対し、一通り回答していただきました。

この案件につきましては、時間的な制約が厳しくなっているということもあわせて、私から事前質問を事務局へお送りして、事業者の見解を頂きたいという意思表示を既にしてあります。これについて、事務局から説明していただけますか。

事務局  
中島

片谷委員長から頂戴した事前質問について、紹介させていただきます。以下、読み上げます。

「1. 事業実施段階で行われる追加調査の取扱いについて

前回までの委員会審議の中で、事業者から、主として地下水に関する調査データの不足は認識しており、事業実施段階での追加調査によって補う旨の発言が何回か出ております。追加調査を行うこと自体は妥当な対応であり、事業者の前向きな姿勢と判断できますが、準備書段階で不足していたデータは、本来は評価書提出までに充足されるべきものです。もし評価書までにデータを充足することが困難な場合には、評価書提出後の追加調査で充足することになりますが、評価書提出によりアクセス手続は一旦終了することと、調査データの不足は、準備書・評価書に記載された予測評価の不確実性を意味することから、追加調査は事後調査という位置づけになります。そのため、事後調査計画書を詳細に作成して、可能なら評価書提出までに、技術委員会に提出すること。

2. 条例に基づく事後調査について

条例に基づく事後調査についても、前項と同様に評価書の中で実施内容を明らかにする必要があり、もし評価書までに確定できない場合は、別途事後調査計画書として提出すること。」

以上です。

片谷委員長

先ほど時間的な制約と申し上げましたが、この事業は法対象事業ですので、知事意見を出すまでの期間が厳密に規定されています。その関係で、手続的なことが間に合わない状況が発生しますと、本来アクセスでチェックすべきことがチェックされないことになりかねませんので、その趣旨もあり、今回こういう事前質問というかたちで申し上げた次第です。

今事務局で読み上げていただいた質問・意見について、事業者さんから見解を頂きたいと思います。

事業者  
中村

委員長から頂いた意見ですが、この委員会で事業実施段階で実施する調査について何回かお話しさせていただいていますけれども、申し上げていた補足調査については、道路の詳細設計や施工計画を立案するときに必要な情報を得るための調査です。事業者としては、準備書時点での調査としては、現状の調査で不足はないと考えておりますし、不確実性は小さいと判断しております。

そのほか、条例に基づく事後調査計画書については、準備書第13章に記載してありますけれども、調査等の項目及び手法については、関係機関と協力しながら、事業実

施設段階で検討することとしてございます。なので、実施に当たっては、詳細計画が確定した後に、条例に基づく事業調査計画を策定していきたいと考えております。

また、二つ目、条例に基づく事後調査ですけれども、こちらも準備書に記載がございません調査等の項目及び手法については、関係機関と連携しながら、事業実施段階で検討していきます。実施に当たっては、詳細計画確定後に、条例に基づく事後調査計画書を作成していきたいと考えています。私からは以上となります。

片谷委員長

今、御回答いただいたわけですが、私がこういう質問と意見の中間のようなものを事前にお送りした趣旨は、本来アセス手続は、準備書でひととおりの調査と予測評価の結果が出てきて、それに基づいて審議をして、そこで足りない部分があれば指摘をして、それを評価書までに補っていただくという制度設計になっております。事業実施段階でというのは、設計のためにというお話が今あったんですけれども、もちろん設計のために必要な情報収集も調査の中に含まれるわけですが、環境への影響がどのくらい起こり得るかということの判断に必要な情報も、その事業実施段階で取られるのであれば、それはやはりこの委員会に出していただかないと、アセス手続がきちんと行われたかどうかの判断ができなくなるという問題がございます。それで、こういうことを申し上げました。

今後実施される調査の結果については、逐一は難しいだろうと思いますが、ある程度の塊になった時点で御提出いただいて、これはアセス手続の補足的な意味、先ほど事後調査に該当すると私の事前質問で申し上げたんですけれども、それに対する事後調査の報告というかたちで出していただくことを求めるという趣旨でお出したものであるということ、ぜひ御理解いただきたいということです。

これは、この案件が非常に大規模な事業で、アセス手続の中でも、前向きな対応もたくさんしてきていただいておりますが、住民の方々からの御意見も多数出ている中で、いいアセスメント事例として残るようにしていただきたい、私どもとしてもそうしていきたいという判断もあって、そういうことを申し上げました。ぜひそういうことを事業者の皆さんに御理解いただきたいということです。

今、事業者さんからもコメントは頂きましたが、委員の皆さんも今日初めて聞かれたと思いますので、これに関する委員の皆さんからの御意見を承りたいと思います。

一方で一つお願いしたいことは、先ほど申し上げたアセス手続の時間的な制限がございまして、今回新たな御意見等が出た場合に、事業者さんから回答いただいて、この準備書の審議中に反映させるというのは非常に厳しい状況がございます。ですから、これから追加で何かを求めるというかたちですと、それは事後調査に反映していくという方法しかとり得ないこととなりますので、委員の皆様はその辺を少し意識していただいて、御発言いただければと思います。

では、私の事前質問と事業者さんから御回答いただいた内容、それと、先ほど事業者さんから説明いただいた資料6を併せまして、審議を進めたいと存じます。

まず、資料6について確認をしていきましょう。カラーになっているセルが新たな御回答です。いつものように、当初御発言いただいた委員から御見解を伺うことにしたいと存じます。

資料6の1ページのNo. 7は富樫委員ですが、いかがでしょうか。

富樫委員

これについては、このようにお願いすると言えないと思っています。

片谷委員長

これはアセスの本来の目的、要するに周辺にお住まいの住民の方々が安心できるような事業計画を立てて環境保全も実施していただくということですので、評価書で手続が終わったらそれも終わりということではないということ、ぜひ事業者さんに意識していただきたいという趣旨であろうかと思っております。私も、今の富樫委員の御意見に賛成する立場です。

関連する御発言がある方は、途中で結構ですので、挙手又は音声でお知らせいただくようお願いいたします。

3ページにいきまして、No.12は鈴木委員の御発言に対する事後回答ですが、鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木委員

事後回答の3行目「現段階で予測し得なかった著しい影響」ということで、「著しい」とわざわざ入れておられますが、これはなかなか難しい言葉で、例えば2割3割は軽微な変化であると言われてしまうと、そんなことはないと思いますが、著しくないからやらないということになります。一応確認しておきますが、事業者さんは影響はないとおっしゃっているわけですから、増えることはないでしょうが、1割でも減少があった場合、変化があった場合、当然これは影響ですので、この「著しい」という言葉は抜きにさせていただいて、「予測し得なかった影響が見られた場合には」としていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

片谷委員長

長野国道事務所さんから見解を頂けますか。

事業者  
中村

こちらの回答に書いてございますけれども、常に環境に及ぼす影響については、専門家等の意見を踏まえた上で措置を考えていこうと考えておりますので、この「著しい影響があった場合」というのは、環境基準ぎりぎり、ないしそれ以上オーバーする場合を想定しております。都度専門家の意見を踏まえていきますので、軽々しく影響がないと事業者側が判断するものではないとお答えしたいと思います。

鈴木委員

「著しい」という言葉3文字を抜いたらまずいんですか。削除することに何か問題はございますか。

事業者  
中村

先ほども申し上げましたとおり、環境基準がございまして、それに抵触するかもしれないというぎりぎりのところ、もしくは抵触した場合に専門家の意見を聴いていきたいということがあるので、「著しい」という枕ことばをつけてございます。

片谷委員長

環境基準があるような項目に関しては、環境基準と比べるというのはよくやることではあります。アセスメントにおける判断の基準として、環境基準をクリアしていればよいということではないというのが一般的な解釈です。例えば、私は直接の専門は大気汚染ですが、日本中の多くの場所で、大抵の大気汚染物質の濃度は環境基準を大幅に下回っています。そういうところで大気汚染物質の濃度がもし上昇してしまった場合に、環境基準の近くまで増えたけれども、環境基準より下だからいいということにはならないわけです。

それは大気の話で、今回は大気汚染はそんなに重みのある予測評価項目ではありませんが、水に関しても同じことは言えるし、特に環境基準がないものに関して、例えば地下水の水量が減ってしまうということへの懸念も出ているわけですが、そういうことに関しても、出てきたら対策を考えますというよりも、少なくとも出てきたらどうするかということを経前に考えておくことが必要ではないかというのが、前回私が申し上げた趣旨です。環境基準だけを物差しにするというのは、アセスメントの対応としては十分ではないというのが、私からも、そして鈴木委員も趣旨は同じだと思っておりますが、申し上げたいことです。

要するに何を申し上げたいかということ、住民の皆さんが安心できるように常に影響をできる限り小さくするように努力しますというような意思表示をしていただくことが、今のアセス制度の趣旨だということ。今までもそれに近い御発言は何度か頂いたと思いますが、なぜ、今の鈴木委員の「著しい」という言葉は削除できないのかという問いかけに対して難色を示されるのか、理解しにくいところです。



コンサルタント  
添田  
(株式会社オリ  
エンタルコンサ  
ルタンツ)

オリエンタルコンサルタンツの添田です。委員長が御発言いただいた環境基準だけを守るということではなくて、もちろん現況から悪化することに対してもできる限り影響がないようにという意味表示は今までさせていただいたとおりで変わっておりません。

ただ、ここの「著しい」を取り除いてしまうと、少しでも、例えば騒音であれば50dBが50.1dBになったような場合にも、それは予測していなかったことなので、何でもかんでも影響検討をしていくのかと言うと、それはちょっと違うと思っております。なので、「著しい」という言葉は確かにきつい言葉のように捉えられてしまうかもしれませんが、そういう趣旨で残しているということは、御理解いただければと思います。決してこれがあるからちょっとした影響があることで何もしないと、そういうことを言っているわけではないということで、御理解いただければと思います。

鈴木委員

お聞きすればするほど、「著しい」という言葉はやっぱりなくしてもらわないと、今でも納得していないですね。よろしく願います。

片谷委員長

今オリエンタルコンサルタンツさんから補足がありましたが、環境基準を下回っていけばいいという趣旨ではないということは、長野国道事務所さんも同じお考えと見てよろしいですか。

事業者  
中村

はい、同様の考えです。

片谷委員長

そうであれば、今、御回答いただいたことは議事録に残りますから、事業者さんからは前向きな姿勢を示していただいたとこちらは解釈できます。鈴木委員はまだ御不満があらうかと思いますが、決して環境基準より下なら何でもいいということではないという趣旨でしたので、できればこれで収めたいと思いますが、鈴木委員、御了解いただけますか。

鈴木委員

議事録が意味を持つということであればもう一度改めて申し上げますが、例えば、一番問題になっている地下水の問題については、環境基準で何m下がったら問題とか、何m減少すると酒造りに影響があるという結論はないと思います。先ほど申し上げましたが、水量は2割3割ではそれは著しくなく軽微であるということをおっしゃられたら困るということで、「著しい」という言葉は削除いただきたいという意味です。

1割でも減少すれば、これはかなりの影響がございますので、先ほどおっしゃられた50dBが50.1dBになったからという話ではありません。

ですから、ぜひ今おっしゃったことはちゃんと守っていただきたいということと、私が申し上げた発言は議事録に残るということであれば、なぜできないのかがなかなか理解できないですが、委員長がおっしゃるのであればやむを得ないかなと思います。以上です。

片谷委員長

先ほどの50dBと50.1dBというのは極端な例として挙げられたと思いますが、当然、例えば地下水を酒蔵に使われている会社があって、地下水量が1割減ったらこれはとんでもない話になります。先ほどの御回答からすると、要は自然界の変動とは見なしきれないぐらいの変化が起こったらという趣旨ですよね。私はそのように解釈しましたが、長野国道事務所さん、私の解釈で合っていますか。

事業者

はい、委員長の解釈で結構です。同様でございます。

中村

片谷委員長

自然変動と言えないレベルの変化があったら、それは工事の影響であると考えて対策を講じるという趣旨であると今理解できましたので、この事後回答はそういう趣旨であると委員会としては承りましたと解釈したいと思います。

これを知事意見にどう入れるかに関しては、事務局、どうされますか。

事務局  
中島

後ほど技術委員会意見についての事務局案をお示しして検討いただく中で、補足・修正等の御意見を頂戴できればと思います。

片谷委員長

そうしましょう。では、鈴木委員には無理をお願いしましたが、関連する御発言がある方は、先ほども申しましたけれども、随時御発言ください。

では、資料6の5ページに進んでNo.19、山室委員の御発言に対する事後回答が出ていますが、山室委員、いかがですか。

山室委員

前回の審議で事業者様が、これまでに断層がずれたときに被害があったのは丹那トンネルだけで、そのときに潰れていないということをおっしゃいました。私はその時点でそれが本当なのか判断できなかったのですが、後日調べましたところ、三島市のホームページに、「1930年の北伊豆地震によってトンネル内でも断層のずれが起こり、崩落事故による犠牲者も出ました」とありました。丹那トンネルは完成したのが1934年で、地震があった1930年にはまだ開通していなかったんですね。ですので、事業者様のトンネルは潰れていませんというのは非常に不正確な表現で、完成後には地震が起こっていないので潰れたところはありませんということになろうかと思います。前日も私、誠実・正確な御回答をお願いしたところですので、ちょっと残念に思いました。

その丹那トンネルがある丹那断層ですが、これは北伊豆断層帯の一部で、政府の地震本部の評価では、1回のずれ量は2～3m程度とされています。それに対して今回問題になっている糸魚川静岡構造線断層帯の、特にトンネルのところ、中南部に当たると私は解釈しておりますが、ここの1回のずれ量は、政府地震本部の評価では、北伊豆断層帯の2倍の6m程度とされています。事業者様の御説明と違って、そもそも丹那トンネルも断層でずれて潰れているのですから、2倍も大きいずれがあったら当然潰れると私は思います。

さらに、断層帯は地震が起こる確率でランク付けされていて、30年以上に3%以上起こるとというのがSランクで、日本では31カ所が該当します。私の出身地である阪神淡路大震災が起きる直前の地震発生率は0.02～8%とされていたので、このSランクに当てはまるんですね。その31カ所のSランクの中でも、8つの断層帯で地震発生確率が3%どころか8%を超えていて、その一つがこの糸魚川静岡構造線なんです。

つまり、阪神淡路大震災の発生前より地震の切迫度が高いんですね。このような糸魚川静岡構造線帯の中南部にトンネルを造ると、今までに分かっている見解から、今後30年以内に地震発生時に6mずれる危険性が10%近くあるということが分かっている。これは政府の地震調査研究推進本部が平成27年に出した報告書で明記されています。

ここの事後回答にある「安全に配慮したトンネル設計施工計画を立案していきます」というのは、6mずれても壊れないトンネルを造りますということだ理解しましたが、その理解でよろしかったでしょうかというのが、1点目の質問です。

次に、専門家の名前を示すことはできないという御回答ですが、私が知る限り、日本にはそんなずれても壊れないトンネルを設計できる方はいらっしゃらないので、専門家がないので、現在探しているから示すことはできないという意味でしょうか。その後、そういう専門家が世界で見つかったら、この先生と共に安全な工事を検討しますという御発表をしていただければいいのでしょうか。以上が2点目です。よろしくお願

	<p>いたします。</p>
片谷委員長	<p>事業者さん、いかがですか。 山室委員が確認されようとしたのは、ずれても壊れないトンネルを造るというふう に事業者さんは主張されているんですか。そこを先に確認しておく必要があると思 います。</p>
山室委員	<p>それは私ではなく、事業者様に確認されているんですね。</p>
片谷委員長	<p>事業者さんです。事業者さんの説明は、ずれても壊れないトンネルを造るのではな くて別のことを言っているのか、それとも山室委員が指摘されるように、ずれても壊 れないトンネルを造るということを主張されているのか、どちらでしょうか。</p>
事業者 中村	<p>こちらの事後回答にも書かせていただきましたが、断層帯ないし活断層について は、まだどなたに相談すればベストな回答ができるか分かりませんが、やはり 専門的な知見を持っている専門家の方々に相談しながら考えていかなければいけ ないものかなと捉えています。 今の段階では、今、山室委員から頂いた過去の事例と最新の見聞に基づいて、専門 家の意見を聴きながら検討していくべきかなというところではあります。</p>
片谷委員長	<p>事後回答の3行目には、「断層帯との回避が困難な場合は」という記載がありますが、 基本は回避する、断層と交わらないようにするという方針ですか。</p>
事業者 中村	<p>こちらに書いてございますように、文献や現地調査をつぶさに行いまして、基本は 断層帯の位置等々をきちんと把握した上で、回避することが原則と我々は今考えてご ざいます。</p>
片谷委員長	<p>そうすると、ずれても壊れないトンネルを掘るという主張ではないということにな るかと思いますが、ただ「回避が困難な場合は」という記載があるので、山室委員の 疑問が出てきていると思うんです。回避することが基本方針であるということは、今 御回答いただいたのですが、回避できない場合にどうされるのが明確でないの で、ずれても壊れないトンネル、潰れないトンネルを造れる設計者はいないのではない かという疑問が提起されているわけです。</p>
事業者 中村	<p>先ほど申し上げましたとおり、断層や活断層については基本的には回避することを 考えていくというのが基本姿勢です。もしもの場合、安全に配慮した設計施工計画を 立案していくと書いておりますが、完全にずれるということが確率的に分かったとな ると、完全に回避して別のところに計画を考えるかもしれませんし、また、その時点 での最新の見聞に基づいて、なにがしかの構造・対応を考えられるかもしれません。 今の段階では、まだそのときの最新の知見を考慮しながら、専門家の意見を聴いて対 応するまでしか言えないのかなというところではあります。</p>
片谷委員長	<p>今の御発言の中で、最悪という言い方は正しくないかもしれませんが、位置的に断 層帯を回避できず、ずれが非常に大きくなるのが明確になった場合には、ルートを見 直すこともあり得ると私は受け取ったのですが、その解釈で正しいですか。見直す といっても、当初の別の案という意味ではなくて、迂回するみたいなことをお考えな のかなと想像しました。</p>
事業者	<p>明確にこうするとは今は申し上げられませんが、何がしかは検討しなければいけな</p>

中村	いかと考えております。
片谷委員長	要するに、大きく動くような断層を突き抜けるようなトンネルを掘ろうということではないという理解でよろしいですか。
事業者 中村	基本はそのように考えていますし、安全最優先で設計していきたいと考えております。
片谷委員長	山室委員、いかがですか。
山室委員	委員長が、例えばと言って挙げられた迂回路でトンネルを造るという場合も、やはりそこに断層がないかという追加調査が必要になってくると思います。そういうことを考えると、委員長が事前質問された中に、主として地下水に関する調査データの不足と書かれていますが、断層に関する調査データも不足していることは明らかだと思いますので、これについても、調査結果を随時教えていただくのがよろしいかと、住民の方にとっては安心できるのかと思いました。以上です。
片谷委員長	ありがとうございます。これは後で補足しようと思ったんですが、詳細設計をされる前に、トンネルを掘削するところはボーリングをされるんですね。
事業者 中村	今後の話ですけれども、事業実施段階ではより詳細に地質調査を行っていきます。
片谷委員長	それをぜひとも公表していただきたいと思います。やはり住民の方々が安心できるように、情報は基本的に公開するという趣旨が必要だと思いますので、アセスの事務局にも提供していただきたいし、住民の皆さんにも公表していただきたいということを、この後申し上げようと思っていたのですが、山室委員から御指摘がありましたので、私からもそれをお願いしたいということです。
事業者 中村	ありがとうございます。先ほど委員長と山室委員からもお話がありました事後調査計画書の中で記載していくことは可能かと考えておりますので、今後検討していきたいと思います。
片谷委員長	事後調査でやっていくかたちであれば、それは基本公表になりますので、ぜひそういう対応をお願いします。 山室委員、今日の時点ではこれで収めていただけますか。
山室委員	大丈夫です。ありがとうございました。
片谷委員長	では、次に移ります。資料6の18ページのNo. 67、梅崎委員の御発言に対する事後回答です。梅崎委員、いかがですか。
梅崎委員	質問の趣旨を理解していただきまして、いくつかの調査、ボーリング等も行うということですので、それはよろしく申し上げます。 しかし、結局今も議論になっていることと同じですが、ここでも事業実施段階においてということになっていきますので、この報告についても、先ほどの委員長の事前質問と同じような意見を私も持っておりました。先ほど、事後調査でということもありましたので、このことも含めて公表していただければと思います。以上です。

片谷委員長	<p>ありがとうございます。ぜひこれからやる調査の結果が公表されるような方向に、これは国の事業ですから、国がやる調査の結果が公表されないというのは、やはり本来あるべきことではないわけですので、ぜひ公表という方向で進めていただきたいと思います。</p> <p>次は21ページ、富樫委員の御発言に関する事後回答がNo. 73とNo. 74です。併せて回答いただいているので、併せてコメントをお願いします。</p>
富樫委員	<p>回答は、かなり踏み込んだところまで説明していただいて、こういう調査をやるということで了解はします。</p> <p>けれども、これはこういう調査を行う予定だという目録が示されたただけですので、最初こちらから意見なり疑問としてお出ししたのは、そのデータを見たいと、そういうデータを基に予測評価をしていただきたいと思いますということが要望でした。実際上は、今回の予測評価、環境アセスメントがこれで終わったとはとても私自身は納得できる結果ではないので、先ほどから話題になっていますが、実施段階の調査は設計のために行う調査という位置づけのようですが、当然その調査結果はアセスのための補足調査でもあるという意味合いをきちんと理解した上で、この技術委員会、あるいは住民に向けて、その説明をきちんとしていただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
片谷委員長	<p>今日もう何度も申し上げていることを富樫委員からも強調していただきました。長野国道事務所さんで今後いろいろな調査をまだされるわけですので、その結果の公表をぜひ実施していただくようお願いしたいと申し上げておきます。</p> <p>資料6の事後回答の項目は、一通り御発言いただいた委員に確認していただきましたが、ほかの委員の皆様から何か補足の御意見はありますでしょうか。</p> <p>それでは、資料6はここまでとして、資料7は公聴会、資料8は関係市町長の意見です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 中島	<p>まず、資料7です。本事業の準備書に関して、令和4年1月15日に長野県諏訪合同庁舎にて公聴会を開催しました。公述人11名の方に公述していただき、その内容を記載したものが資料7になります。公聴会では、皆さんスライドを投影しながら公述されましたので、希望者から提供のあった当日使用したスライドも記録と一緒に整理させていただきます。</p> <p>詳しい発言の内容は、資料7にお示ししておりますが、時間の都合等もございますので、意見の概要をまとめた資料7-1に沿って説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、1番は、事業が気候変動に与える影響も評価の対象とすべきではないか、また、運輸部門におけるエネルギー量の削減を図るとしているゼロカーボン戦略との整合がとれていないのではないかと御意見でした。また、市民と対話を重ねて都市計画全体を見直すべきとの御意見も頂戴しております。</p> <p>2番は、下諏訪温泉旅館組合長からの御意見で、過去のトンネル工事で周辺の鉱泉や井戸が枯渇したことから、歴史ある下諏訪温泉の源湯への影響を心配する御意見です。また、諏訪大社の正面に参道があるにもかかわらず、大社の裏側から人が行き来することについての懸念が述べられました。</p> <p>次に3番です。計画が立てられた50年以上前とは、自然・社会の状況やそれに関する認識が変わっているため、その変化に合わせて計画を見直すべきという御意見で、今後の人口減、地球温暖化の2つの観点から、準備書の予想交通量が過大に見積もられているのではとの御指摘もありました。</p> <p>4番は、毒沢鉱泉神の湯を経営されている方からの御意見で、過去のトンネル工事の影響で井戸や湧水が枯渇した事例を紹介した上で、地下水脈に与えるトンネルの影響の解明は非常に難しいが、水源や温泉は生活の糧であるため、影響の有無を十分に</p>

調査し、慎重に進めてほしいとの御意見でした。

5番は、武居地区の明かり部が位置する下諏訪町第四区を代表して、巨大な土塁によりコミュニティが分断されないように、また、住環境と自然環境への影響を最小限にするように2車線化を強く求めるという御意見に加え、区が別途要望している山間部大回りルートでのトンネル化が環境影響を避けることに繋がるのであれば、そのほうが望ましいという御指摘も頂戴しております。

6番は、準備書の、特に水象に関する記載に対する疑問点を幾つか指摘した上で、影響がないとされている温泉や湧水についても事業の影響が生じるのではないかとの御意見です。また、国土地理院が昨年9月に改訂した活断層図における推定活断層とルートとの関係についての御意見もありました。

7番は、事業実施区域を含む諏訪湖周辺は大きな断層が2本通過する地形であることや掘削予定の地質の特徴を指摘した上で、トンネル計画は災害リスクが高く、ルートの変更や工法の見直しが必要ではないか、また、地質や地下水に関する調査が不十分であるとの御意見でした。

8番は、未来を生きる子供に事業や環境影響評価の内容を分かりやすく説明することを試みた経験をもとに、地震のリスクを再認識した上で、計画の大胆な見直しが必要ではないか、また、環境影響評価の内容を次の世代に分かりやすく伝える必要があるのではないかという御意見でした。

9番は、地蔵寺の住職さんの御意見です。準備書に湧水量が変化する可能性があることと示されている湧水の歴史を紹介した上で、人工的に水量を回復した場合に信仰としての意味合いが失われるのではないかと、また、調査により水の流れをしっかりと把握した上でルートを決めてほしいという御意見でした。

10番は、諏訪市上諏訪地区の造り酒屋、いわゆる諏訪五蔵の歴史、経済、観光における重要性に触れつつ、酒造りに使われる湧水への影響に関し、トンネル掘削の際に凝固剤を使わないでほしい、綿密な調査をしてほしいといった御意見でした。

11番は、慈雲寺の住職さんから、急傾斜地での工事に伴う環境や景観への悪影響を懸念する御意見です。また、トンネルの開口部にある墓地への影響や、境内の湧水量の変化に伴う植生等への影響を心配され、これまでの調査のみで結論を出すべきではないとの御意見を頂戴しております。

説明は以上です。公述意見を踏まえて、事業者が計画する対応方針等について、検証すべきと考えられる事項等がありましたら、御確認いただきたいと思います。

片谷委員長

資料8も説明をお願いします。

事務局  
中島

引き続き資料8について御説明させていただきます。

岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町の4つの関係市町に意見を照会し、そのうち諏訪市と下諏訪町から意見の提出がありましたので、資料8に整理させていただきました。それ以外の2市からの御意見はありませんでした。

1ページから8ページが諏訪市長の意見、9ページ以降が下諏訪町長の意見です。ともに地域の特徴や課題を最初に挙げた上で、建設そのものに対する期待があるものの、多くの住民等意見が提出されていることもあり、いずれも地元自治体として住民意見などを踏まえた意見であると受け止めております。

まず、諏訪市長の意見ですが、全般的事項として、地域の特徴とバイパスの必要性、諏訪の資源の重要性、諏訪の地形・地質の特徴、寄せられる心配、要請事項が記載されています。

3ページ以降が個別的事項で、大気質から廃棄物等に関する御意見となっています。時間の関係もありますので、個別事項について簡潔に紹介させていただきます。

大気質については、環境基準値に捉われず影響をできる限り低減すべき、また、トンネル出入口の排気対策、工事車両の運行ルートに関する要望です。

騒音については、保育園や公民館などの公共施設周辺において、影響を最小限とすべきとの御意見です。

振動・低周波音については、車両の通行に伴う影響に配慮して十分な対策を求める御意見です。

水質については、工事による水質の変化がないように十分な配慮を求める御意見、河川工事の実施時期についての協議を求める御意見です。

水象については、地下水、水源、源泉等への影響が懸念されていることを踏まえて、ルート沿いの更に詳細な調査と下横河川、福沢川周辺を含めたより広い範囲での調査、市が行った水質調査のデータを参考資料として活用して欲しいとの御意見。周辺でトンネル工事に係る出水事故が過去に起きたことから、入念な調査や地盤改良剤の使用に当たって細心の注意を払うべきという御意見。また、事後調査の実施に当たって専門家の意見を交えることやその内容や結果についての丁寧な説明を求める御意見でした。

地形及び地質については、工事の安全性や地震による倒壊被害などがないように、また、軟弱地盤地域である四賀地区において、道路構造物による悪影響がないようにとの御意見でした。

日照障害については、住宅や農地への影響回避のための検討と補償に当たっての配慮を求める御意見です。

動植物及び生態系については、専門家の意見を交えて環境保全措置や事後調査を実施すべきとの御意見です。

景観、人と自然との触れ合い活動の場については、環境保全措置の確実な実施に加え、建設工事期間が長期にわたること、特にアクセス道路周辺は工事現場が広範囲となるため、万全の対策を講じられたいという御意見でした。

文化財については、埋蔵文化財に係る事前協議と調査への協力を求める御意見です。

廃棄物等については、建設副産物の調査や適正な管理を求める御意見です。

なお、最後に「(2) その他指摘事項等」として、記載の訂正を求める2つの御指摘がありました。

続いて、9ページからは下諏訪町長の意見です。諏訪市と同様に全般的事項、個別事項の順に整理されております。こちらも、時間の関係から、11ページ以降の個別事項について紹介させていただきます。

まず、大気質、騒音、振動、低周波音として、環境負荷をできるだけ低減してほしいとの御意見、工事期間中のデータ公表や事後調査の実施を求める御意見のほか、工事による振動に伴う落石等で近隣住民に危険が及ばないように求める御意見です。

水質、水象では、諏訪市と同様に最も多くの項目が寄せられました。地域住民の懸念が大きいため、地下水等の流れの連続性をできる限り明確にしてほしい、過去のトンネル工事に伴う出水事故を教訓に十分な対策と地域住民への説明、地盤改良剤の使用に当たっての検証を求める意見のほか、環境保全策の具体的な例示、事後調査の実施に当たっての協議、諏訪湖の漁業への配慮等の御意見を頂戴しています。

地形及び地質、その他環境要素については、諏訪地域の特性を踏まえ、詳細なボーリング調査等により活断層への影響等を明らかにすること、活断層付近のトンネル工事や土砂災害特別警戒区域の指定地域における具体的な対策の明示、地盤沈下が発生しないよう、将来的な影響も含めた十分な調査を求める御意見を頂戴しています。

日照障害については、住居への影響が生じないように十分な検討と、補償における住民感情に配慮した対応を求める御意見です。

動植物及び生態系については、慈雲寺境内の植物、町文化財である春宮や秋宮の社叢への影響がないように対策してほしいという意見、アオバズク、フクロウへの道路整備後の影響に配慮して欲しいとの御意見、イトトリゲモ等の移植や播種についての事前調査等を求める御意見です。

	<p>人と自然との触れ合い活動の場については、法面緑化や定期的な維持管理を求める御意見です。</p> <p>文化財については、埋蔵文化財に関する事前協議を求める御意見のほか、歴史的・文化的な施設等について、周辺環境の改変を極力低減してほしいとの御意見です。</p> <p>廃棄物等については、建設発生土の適正処理を求める御意見となっています。</p> <p>資料8の説明は以上です。</p>
片谷委員長	<p>資料7の公聴会における住民等からの御意見と、資料8の諏訪市長及び下諏訪町長からの御意見を紹介していただきました。</p> <p>委員の皆様から御質問、御意見等がありましたら承ります。</p> <p>富樫委員、どうぞ。</p>
富樫委員	<p>公聴会で、酒蔵の五蔵の水源のうちの一つ、その一部は明らかに準備書に記載されている想定とは違う地下水の特徴が読み取れるという意見が出されておりまして、非常に説得力のある意見だと私は受け取っております。</p> <p>これは今後の詳細な実施段階の調査によっても明らかになることだと思いますが、例えば、今現在準備書段階の予測評価の組立てで影響なしと簡単に結論づけられているところについても、こういった住民の皆さんとか、この技術委員会での検討を基にして、もしその表現を修正できるのであれば、できるだけ評価書に反映していただいた方がいいのではないかと思います。その辺は、事業者さんをお願いしたいところですが、いかがでしょうか。</p>
片谷委員長	<p>市長や町長から頂いている御意見の中にも、市が独自にやった調査の結果を反映させてほしいという記述もたしかありましたね。今、富樫委員が指摘されたのは公聴会の住民の方の御発言だと思うんですけども、両方おそらく評価書の中で反映させることが可能なものもあったと思います。長野国道事務所の中村さん、この件はいかがですか。</p>
事業者 中村	<p>頂いている御意見には目を通させていただきまして、今後の調査結果を見て、どのように扱っていくかについては真摯に検討していきたいと考えております。</p>
片谷委員長	<p>おそらく、今後実施段階で行うと発言されている調査の参考にもなるような情報があるだろうと思いますので、そういうところも有効活用して、よりアセスの質を高めるよう努力していただきたいと思います。ぜひ前向きな対応をお願いします。</p> <p>富樫委員、よろしいでしょうか。</p>
富樫委員	<p>ぜひよろしくをお願いします。</p>
片谷委員長	<p>では、ほかに御意見、御質問等があれば承ります。よろしいでしょうか。</p> <p>何度も申し上げますが、アセスは住民の方々のための制度ですので、事業者さんとしても常にそういう意識で御対応いただきたいともう一度申し上げておきます。</p> <p>ほかに御発言がないようでしたら、技術委員会意見の取りまとめに入ります。資料9に事務局案が用意されていますので、事務局から資料9の説明をお願いします。</p>
事務局 中島	<p>それでは、資料9について説明させていただきます。</p> <p>資料9は、前回の審議内容、事後回答及び事前質問等を踏まえて、事務局が作成した準備書に対する技術委員会意見の集約案です。技術委員会意見について御審議いただく際のたたき台として、御活用ください。</p> <p>また、資料9-1として、資料9でお示した事務局案の技術委員会意見を項目順に並べ</p>



たものも配布しておりますので、適宜御覧ください。

前回の審議内容までを集約した内容ですので、これに先ほどもまでの本日の審議内容等を含めて反映させ、追加、削除、修正等の整理が必要であれば、御意見等を頂戴したいと思います。

資料の基本的な作りは、さきほど事業者から説明のあった資料6の右側に「取扱」、「摘要」、「意見」の3つの欄を追加したものです。今日の議事(1)と同じ整理ですので、表の作りについては説明を省略させていただきます。

それでは、内容の説明に入ります。

表の一番左の通し番号No. 2とNo. 3を御覧ください。いずれも片谷委員長から、環境を悪化させないために最大限努力すべき、また、常に最新技術を反映して実行可能な範囲で影響の回避、低減を図るべきという御意見です。こちらの御意見は、No. 2の意見欄に記載のとおり、意見1「事業の詳細設計及び事業の実施に当たっては、最新の技術及び知見を積極的に取り入れ、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施することで、現況を大きく悪化させないよう周辺環境への影響を回避又は最大限低減すること。また、その姿勢を環境影響評価書(以下「評価書」とする。)に記載すること。」としております。

次の意見2と意見3については、資料9-1を並べて御覧いただければと思いますが、これまでの審議で頂戴した多くの御意見を踏まえ、事務局で意見2と意見3に大きく再構成して作成しました。これまでの技術委員会意見の事務局案では、関連する意見をできるだけ委員の発言内容を残して集約していましたが、こちらは、事業者に求める内容の観点から書き分けた案としています。これまでの審議において、いくつかの環境要素について、事業の実施段階において調査を実施する、あるいは環境保全措置を行うことを根拠に、環境影響がほとんどないと説明が事業者からありました。例えば、資料9の2ページのNo. 11の富樫委員からの御意見、片谷委員長の御意見に対して、前回の審議において、事業実施段階で実施する調査等について説明がありました。また、先ほど資料6の事後回答でも、事業実施段階で実施する詳細な調査について追加の発言があったところです。

そういったことを受け、意見2を「事業実施段階における調査や追加の環境保全措置により影響がほとんどないとする環境項目については、予測の不確実性に十分留意し、必要に応じて追加調査を実施するとともに、評価書において予測・評価を再検討すること。」とし、意見3を「環境影響評価準備書に記載されていない事後調査の具体的な項目、地点、期間、方法等(以下「項目等」とする。)をできる限り具体的に評価書に記載すること。なお、項目等が具体的に記載できない場合には、その理由を評価書に記載するとともに、その項目等を決定した時点で速やかに技術委員会にも説明を行うこと。」としております。

意見2は評価書の作成に向けて充足すべきデータ等を踏まえて必要に応じて予測・評価の再検討がなされるという、アセスの一般的な考え方をベースに作成した意見です。意見3は、評価書公告後に行う事後調査について、評価書への具体的な記載を求めるとともに、詳細な事業計画の策定後に調査地点が確定する場合や、環境保全措置の効果を確認するための調査など、内容によっては評価書に具体的な記載ができない場合も想定されますので、そのような場合に求める内容を、「なお」書き以下に書き分けた意見となっています。なお、資料9では、御発言いただいた意見を最も関連のある項目に一つ一つで反映させておりますが、全般の意見は、他の項目の意見に集約されている意見も踏まえて作成しております。例えば、14ページのNo. 67、梅崎委員と片谷委員長から、今後の詳細な地下水観測に関する御意見を頂いております。こちらは、直接的に関係する水象の御意見であるNo. 55に記載の意見9に反映する記載となっておりますが、前回の審議の中で今後の調査の中で把握していくといった回答があった部分については、全般に対する意見にも関係しているという前提で整理しております。

事後調査という言葉が出てきましたが、先ほどの審議にもあったとおり、準備書に

は、条例に基づく事後調査の項目や手法の具体的な記載がありませんので、今後、事後調査計画書を作成するとされています。参考資料としてお配りしたアセス手順のフロー図にありますように、法アセスでは、評価書について県が意見を述べる手続となっていないので、評価書の公告後、事後調査計画書について知事が意見を述べるという手続になっています。技術委員会で御審議いただいた内容を踏まえ、この段階で意見を述べることを想定して、意見3を作成しております。

続いて、意見4です。こちらは、山室委員からの工事の安全性や防災上の観点に係る指摘を受けた記載についての片谷委員長からのNo. 8の意見、富樫委員からの諏訪湖の成因に係る記述についてのNo. 76、No. 77の意見を受けまして、評価書以降の図書の作成に当たっての意見として、意見4「評価書以降の図書の作成に当たっては、最新の知見に基づき、より精度の高いものになるよう努めるとともに、事業に対する地域住民の理解や安心の確保につながるよう、分かりやすく丁寧な記載を行うこと。」とまとめております。

次に、事業計画について、資料9のNo. 13、No. 17、No. 85の山室委員、No. 80からNo. 82の富樫委員からの、ルート選定のこれまでの経緯、断層活動による変異などに対する具体的な対策や配慮に係る御意見です。片谷委員長からも評価書に具体的な記載を求める御意見を頂戴しております。これらを意見5「計画道路と周辺の活断層との位置関係を踏まえて、活断層についての事前調査及び最新の文献等により、工事着手前に十分な科学的データを集め、設計・施工方法に適切に反映すること。また、断層活動による変位等への対策及び配慮の方針を評価書に記載するとともに、地域住民の安全・安心につながるよう丁寧な記載を行うこと。」と集約しました。

次に、資料9の4ページ、No. 21を御覧ください。片谷委員長から、大気質に関して、予測値の寄与率が高い地点がいくつかあることから、現況を悪化させないという観点から、そのような地点において環境影響をできるだけ回避する旨の記載に努めるべきとの御意見です。意見6「事業による寄与率が高い予測地点が複数認められるため、事業の実施に当たっては、大気質への影響をより一層低減し、現況をできる限り悪化させないよう努めること。」としております。

次に、水象です。意見7は、梅崎委員、山室委員、富樫委員、鈴木委員から頂いた非常に多くの御意見を総括的に集約し、作成しております。審議を重ねるなかで、各委員の質問に関連して別の委員が発言された内容も多く、個々に紹介しませんが、資料9のとおりです。主なものを挙げますと、梅崎委員からは実測値に基づく詳細な断面図を求める御意見、山室委員からは帯水層に関する御意見、富樫委員からは数値解析による保全対象への影響の定量的な把握を求める御意見、鈴木委員からは酒蔵群の水源の妥当性についての御意見等がございました。これらを「事業実施区域及びその周辺は大規模な断層帯に近接しており、地質構造に起因する局所的な地下水の通り道が存在する可能性がある一方、関連する知見が限定的であることから、必要な追加調査を実施し、その結果を踏まえて、予測・評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。」と集約しております。皆様の個々の発言の趣旨がこの意見7の書きぶりで包含できているか御確認いただければと思います。

意見8は、資料9のNo. 37、富樫委員からの準備書における地下水の区分を裏付ける実証データを求める御意見や、No. 64の鈴木委員、No. 65の富樫委員からの、地下水の3つの区分を前提とした評価の妥当性に関する御意見等を包括的にまとめまして、「事業実施区域及びその周辺の地下水を、山地深層地下水、山地地下水、山裾地下水の3つに区分しているが、その妥当性について実証データを踏まえ分かり易く評価書に記載すること。」としました。技術委員会の審議の後半でいくつか追加資料が事業者から提出されていますので、そういったものも踏まえた上での評価書への記載を念頭に作成しております。

続いて、意見9です。No. 55の鈴木委員、No. 60の富樫委員、No. 63の北原委員からの工事前後の変化を把握するために連続測定が必要との御意見、No. 66、No. 67の梅崎委員

からの詳細な地下水観測を求める御意見を包括的にまとめまして、「事業実施区域及びその周辺では地下水が重要な水資源として利用されていることから、事業による地下水等への影響をより定量的に把握するため、河川や地下水位、流量及び湧水量について、自記水位計により連続観測を行うこと。」としております。

意見10は、資料9のNo. 25、No. 26、一般家庭の井戸の情報を活用すべきとの富樫委員の御意見をまとめたもので、「個人井戸は地下水の数少ない露頭であるため、その分布及び諸元について調査を行い、その結果を地下水の予測・評価結果及び事後調査計画に反映すること。」としております。

次に、意見11です。資料9のNo. 40、No. 41、富樫委員からのトンネル湧水量は地下水への影響を予測する上で重要であるとの御意見、No. 70、No. 71の北原委員からの出水による影響に対する御意見等をまとめまして、「トンネルからの湧水量を予測した上で、河川水及び地下水に与える影響並びに環境保全措置の内容を評価書に記載するとともに、地下水への影響を回避又は最大限低減することが可能な設計・施工方法を検討すること。」としております。

次に、地形・地質です。18ページのNo. 83とNo. 84、山室委員と富樫委員から、昨年9月に改訂された国土地理院の活断層図などの最新の文献情報を反映すべきとの御意見で、片谷委員長からも評価書において記載する旨を明らかにするようとの御意見を頂戴しておりました。これらを意見12「評価書の作成に当たっては、日本有数の断層地帯という地域の地形・地質的な特徴を十分に踏まえた上で、地形・地質について現時点で得られる最新の情報を予測・評価に反映させること。」としております。

続いて、動物・植物です。資料9の19ページのNo. 87、20ページのNo. 89、中村寛志委員からのイモリに関する御意見です。意見13「イモリは濁水と水温変化に敏感なため、生息環境の質的变化が生じないよう、確実に環境保全措置を実施し、生息環境の保全に努めること。」としております。

次は、資料9の21ページ、オオムラサキに関するNo. 99、中村寛志委員からの御意見です。意見14「オオムラサキについては、食草の伐採にあたり事前に幼虫を回収するなどの配慮を行うこと。」としております。

続いて、20ページから21ページにかけて、No. 91からNo. 94、No. 102、No. 103のメガネサナエに関する中村寛志委員からの御意見です。生息地が非常に限定されているトンボであるため、その生態に詳しい専門家の助言を受けた上で事後調査を行うべきという御意見です。意見15「メガネサナエは、県内では諏訪湖周辺にしか生息が確認されていない希少な種であるため、事業が繁殖行動に及ぼす影響について専門家に確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。また、メガネサナエを事後調査の対象に含めるよう検討すること。」とまとめております。

続いて、植物です。21ページのNo. 104から22ページのNo. 108にかけて、大窪委員から、準備書で生育環境が保全されない可能性があることとされた種についての移植等の環境保全措置について具体的な助言を頂いております。意見16「生息環境は保全されない可能性があることと予測された植物種について、各種に適した水温、水質、流速、底質といった水環境や、草原等の明るい光環境等の条件を踏まえ、同様の条件の場所に移植または播種等を行うとともに、それらの条件が維持されるよう、水管理や周辺の競合種の刈り取り等を行うこと。」と包括的に述べた上で、ホソバミズヒキモなどの沈水型の水生植物は、そもそも移植ではなく殖芽すべきという御意見も頂戴しておりますので、後段に「このうち、沈水性の水生植物であるホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモについては、移植や播種が困難であることから、適切な時期に殖芽による繁殖を行うこと。」とまとめました。

その次、No. 110も大窪委員からの御意見で、No. 109にも関連しています。意見17「Braun-Blanquetの植物社会学的手法による測定方法について、個体数を含めた被度の基準に修正すること。」としております。

次に、資料9の22ページのNo. 112を御覧ください。陸委員から、人と自然との触れ合

い活動の場に関し、個々の対策だけでなく広域的な観点から全体の影響を低減する必要があるという御意見です。片谷委員長からも補足いただいております。こちらについては、現段階で工事期間や供用時期も未定であるものの、そのような観点も含めて検討していく旨の回答が事業者からありましたので、意見18「工事自体が長期にわたることが予想されるため、個々の人と自然との触れ合い活動の場における影響の回避又は低減に加えて、霧ヶ峰高原へのアクセスや地域内の移動など、それらの場を包含する地域全体への影響の回避又は低減を図ること。また、その方針を評価書に記載すること。」とまとめております。

最後は、資料9の23ページ、No.113の佐々木委員からの文化財に関する御意見です。事業者からの回答にもありますが、準備書において埋蔵文化財包蔵地の一部が改変されることが明らかになっておりますので、意見19「事業実施区域及びその周辺に、既知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されていることから、評価書において、事業による埋蔵文化財への影響及び事業実施段階において行う環境保全措置の内容を具体的に記載すること。」とまとめております。なお、本県の技術指針に埋蔵文化財の記載がないと事業者の見解欄にありますが、技術指針マニュアルにおいては埋蔵文化財包蔵地に対する影響についても予測評価の対象になるとしておりますので、併せてお伝えいたします。

以上、19項目の意見にまとめた案となっております。

資料の説明は以上です。これをベースに、本日の審議内容も含めて、内容の追加、削除、修正等の整理をいただければと思います。よろしく申し上げます。

片谷委員長

ありがとうございます。

だいぶ集約していただいておりますので、あまり表に出ていない御意見もありますが、趣旨としてはどこかに含まれているという事務局の労作であろうかと思えます。

ここはぜひとも残してほしいといった御意見もあるかと思えます。順番は定めませんので、委員の皆様から修正を求める御意見等がありましたら御発言ください。

大窪委員、お願いします。

大窪委員

中村寛志委員からの御意見だったんですけども、動物・植物の意見13で「イモリ」という種名が使われていますが、正式な和名は「アカハライモリ」なので、それを使用されたほうがいいと思います。

片谷委員長

これは中村寛志委員が最初に御意見を出されたものですが、中村寛志委員も御異論はないということでしょうか。

中村寛志委員

はい、正式和名を使っていただいて結構です。

片谷委員長

では、続いて鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

意見8ですが、このままだと事業者さんがおっしゃっている三つの区分の妥当性だけを記載するというふうに、この三つの区分を認めているように見えてしまいますので、「三つに区分しているが」まではそのまま残しても結構ですけども、「その妥当性について」というところを、地下水流動系、要するに全体の地下水流動系をちゃんと示してほしいという意味で、「地下水流動系について実証データを踏まえ」と直すのはいかがでしょうか。

事務局  
中島

確認させてください。意見8の2行目「その妥当性について」という部分を置き換えるということですか。

鈴木委員 地下水流動系というのは、全体の地下水の流れのことを言いますので、「地下水流動系」にさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

事務局  
中島 分かりました。「その妥当性」という部分を「地下水流動系」に置き換えるということによろしいですか。

鈴木委員 はい。  
もう一点は意見9です。「自記水位計」と書いてありますが、湧水量や流量は別の方法もございますので、ここは「自動記録機器により連続観測を行うこと」としていただけないか。「自動記録機」でもいいです。

片谷委員長 水位計とは限らないということですね。

鈴木委員 そうです、いろいろな測り方があるということです。

事務局  
中島 「自記水位計」を「自動記録機器」に置き換えるということによろしいでしょうか。

鈴木委員 はい、お願いします。  
それからもう一点、意見11です。先ほどしつこく申し上げましたが、これだとただ「影響を回避又は最大限低減する」とまとめているのですが、もし影響がある場合にはその対策方法についても記載するとか、検討するとかということとは言えないのでしょうか。委員長、いかがですか。

片谷委員長 言って全然構わないと思います。

鈴木委員 事後調査をやると言っているわけですから、調査をやって影響が出た場合の対策方法についても記載することという文言を入れていただきたいんですが、いかがでしょうか。

事務局  
中島 確認ですが、鈴木委員が今おっしゃられた影響が出た場合の方針を明らかにすべきというようなことは、水象の部分に追記した方がよろしいでしょうか、それとも全般として盛り込むべきでしょうか。

鈴木委員 全般的な意見なんでしょうけれども、私の関係で言うと、ここも「湧水量を予測した上で」と言うときに、これだと単に「回避又は最大限低減する」ということしか言っていないくて、影響があった場合にどうするかということが書いていないものですから、影響があった場合にもちゃんと対策しますよということを入れてほしいということです。

事務局  
中島 今回の趣旨を踏まえた修正案ですが、水象の意見11の「地下水への影響を回避又は最大限低減することが可能な設計・施工方法を検討すること。」の後ろに追記、先ほどの「著しい」という言葉を入れるかどうかという問題にも関係しますが。

鈴木委員 「著しい」はここでは入れないことが大事です。

事務局  
中島 「また、その影響が出た場合の対策を」でしょうか。

片谷委員長 影響が出てから慌てるのではなくて、影響が出た場合の対策も事前に策定することというような意見にすればいいですね。

事務局  
中島 分かりました。そのニュアンスを意見11に盛り込むようなかたちで修正したいと思います。

片谷委員長 では、小澤委員どうぞ。

小澤委員 1点、廃棄物というか土壌、トンネル掘削土に関しての項目が今のところ挙がっていないのですが、地元自治体の意見でも挙がっていたものですから、トンネル掘削土の有害物質への対応ということについて、項目を挙げたらどうかと思います。いかがでしょうか。

片谷委員長 それは、資料9のどこかには出ている項目ですか。

小澤委員 資料9ですと、No.115～120で、自然由来の重金属等への対応については想定しているのかということを確認して、事業者の見解を伺ったところですが、やや具体性に欠けるような回答を頂いています。それともう一つ、仮置き場についての見解もちょっと準備書を読んで抱いたイメージと認識が違っていたということもありまして、仮置き場というのが、事業地の比較的すぐのところにとられて、ある程度重金属等が含まれてくれば一定期間置かれる可能性があるということを含めると、事業地と仮置き場と搬出先を具体的に考えて、必要な場合に、有害物について適切に措置を講ずることというような意見があったほうがいいのかと思っていますが、いかがでしょうか。

片谷委員長 「記録」という区分になっているのを「意見」にしたいという御意見ですね。

小澤委員 はい。

事務局  
中島 記録と整理させていただいたのは、審議の中でまだ仮置き場の場所等が明らかにされておらず、今後明らかにされていくというお話でしたので、準備書に対する技術委員会意見として、そこまで想定した上で踏み込んだ意見を言うというよりは、必要な計画内容の確認という整理をしておりました。  
ただ、今後想定され得るものに対して、この段階で意見として述べておくというような御趣旨であれば、「廃棄物」という項目について、今、小澤委員がおっしゃったような内容を新たに追加することになります。

片谷委員長 法律上は、発生土は廃棄物とは読みません。

事務局  
中島 自然由来の重金属が含有されている場合を念頭に置かれているのかなとお聞きしました。

小澤委員 そうですね。そこがやはり地元の意見も含めて考えると、項目として起こしておいたほうがいいのかと思っています次第です。

片谷委員長 発生土中の有害物質の扱いについて早急に明らかにすることということですね。

小澤委員 具体的な個別の対処法・対応法については実施段階にならないと分からないと思うんですが、例えば、事業地ではどうするか、事業地というのはトンネルの掘削をやっ

ているところとか、あるいは仮置きをする場所はどんな対応を取るとか、搬出先についてはどんな対応を取るとか、そういうもう少し具体的な対応を考えたほうがいいと思います。

片谷委員長 準備書で具体的な対応内容まで書かせている例はめったにないので、今後の発生土の管理方法を早期に明確にすることを求めるほうが現実的な指示になると思います。

小澤委員 分かりました。そこは委員長のおっしゃるようにして、その項を起こすということはいかがでしょうか。

片谷委員長 項目を入れることに異論はないのですが、準備書に対する意見なので、あまり具体的なものをここで求めるのは無理があります。

小澤委員 そうでしたら、「必要に応じて適切な措置を講じること」というような感じでしょうか。

片谷委員長 そういう感じですね。

事務局  
中島 例えば、資料9のNo.119の見解の中で、事業者から「適切に対応するということを記載し」という回答も頂いていますので、この中で方針を明らかにするように求めるといような、そういった御意見でよろしいでしょうか。

小澤委員 そうですね。もう一步踏み込んでいけたらいいなと、そういう項目を起こせたらいいかなと思います。

片谷委員長 項目は起こすということで問題ないと思いますので、中身を具体的に書かせるというよりは、早く明らかにしなさいという趣旨の記載をするということですね。

小澤委員 そうですね。考えなければいけないところがおよそ3セクションありそうだとことなので、そういうところも踏まえて出してもらうかどうかという意見です。

片谷委員長 搬出先までここで書くというのはなかなか難しいですね。

小澤委員 工事計画の中でそういうコメントになっていたもので、そうしましたら、掘削現場、「事業地」と表現していますが、それとそこに隣接する仮置き場ということになるかと思えます。

事務局  
中島 位置等が決まっていない段階ですので、準備書段階で事業者に求めることが可能な内容について事務局案を別途お示しして、御確認いただくようなかたちでよろしいでしょうか。

片谷委員長 項目を一つ追加して意見に入れるということまでは、ここでたぶんどなたからも御異論がないと思いますので、文案については事務局で考えてください。

小澤委員 分かりました。お願いいたします。

片谷委員長 ほかに御意見はありますか。

私が1点気になるのは、先ほど実施段階でやる諸々の調査に関して、結果を公表することをお願いしたんですが、それは意見1～4の中に盛り込むのか、一つ追

加するのか、それはぜひ書いておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局  
中島

意見3の書きぶりが、事後調査の具体的な項目となっております。事後調査の結果自体は、制度上、事後調査報告書として提出されることが決まっております。長野県の技術委員会の場合は、御存じのとおり、事後調査報告書に対する審議の内容ですとか、提出された資料は基本的に非公開情報を除いて全てホームページに掲載しておりますので、そこで当然公表されることとなります。

片谷委員長

事後調査はそうですが、要は事業の詳細設計のために今後調査されたものですね。やはり環境影響に関わるデータに関しては、住民の方々の安心のためには公表していただくことが重要なので、その調査はいつやるか分からなくて、今すぐでもやろうと思ったらできる話なので、どこに入れるかはなかなか難しいですが。

事務局  
中島

事後調査計画書に載らない調査であっても、環境保全のための検討に活かした調査結果については、何らかのかたちで公表されるべきという趣旨ですか。

片谷委員長

事後調査計画に含めるということを求めてもいいんです。

事務局  
中島

そうですね。具体的なものがないので、私もイメージがついていない部分がありますが、例えば、事後調査として、この場所でボーリング調査をして、その結果を事後調査結果として公表する場合に、どうしてこの場所でボーリング調査をしたのかということ、場所を選定するための前段階でのデータみたいなものがあれば、それも含めて明らかにするよう求める方法があります。ただ、事後調査の内容検討の段階で具体的に意見を言うのがいいのか、それとも、準備書についての意見としてあらかじめこの段階で言うのがいいのか。

片谷委員長

本当は事後調査計画は準備書に書いてもらうのが一番いいんです。そうすると、評価書までにアップデートできるのでいいんですが、既に準備書は出てきているので次は評価書なんですけれども、その中で事業実施というか、詳細設計のための調査であっても、環境影響に関する情報となるものに関しては、事後調査の計画に含めるという趣旨です。

梅崎委員

例えば、意見3の「準備書に記載されていない事後調査」の後に、「事後調査の前後における調査」を追加するようなことでしょうか。もしそのような趣旨であれば、意見3にそういう文言を入れてもよろしいかと思いました。

片谷委員長

前とは限らなくて、事後調査という言葉は、評価書が提出された後は、トンネルを掘る前であっても全部事後なんです。

梅崎委員

意見3は「準備書に記載されていない」ということなので、詳細設計のための調査もそこに含まれるという整理もできると思いますが。

片谷委員長

それもありません。ただ、詳細設計のために行うボーリング調査みたいなものは、そもそも事後調査には当たらないという考え方もあり得るのですが、環境影響を判断する上では有効なデータになり得るものなので、それはきちんと事後調査の一環としてやっていただきたいというのが私が一番言いたいことです。

梅崎委員

それが意見3ではないんですか。さらに委員長は、その計画等も示してほしいということをおっしゃられたと私は理解しましたが、いかがでしょうか。



片谷委員長	<p>そうですが、要は、設計のための調査だから事後調査には当たらないという解釈はしてもらいたくないという趣旨です。</p>
梅崎委員	<p>意見3の解釈ですが、準備書に記載されていないものが事後調査と読めるのであれば、全部含まれるように思います。</p>
片谷委員長	<p>事後調査という言葉が狭く解釈されると支障があります。もしはっきりさせるとすれば、事後調査の後ろに括弧をつけて、「(詳細設計のために行う調査も含む。)」みたいなことを言っておいたほうが良いということです。</p>
事務局 中島	<p>直感的な意見ですが、私どもの整理としては、事業実施段階で行う、例えば設計のための調査であっても、環境保全のための検証にその結果を用いたのであれば、それは事後調査に含むのが適当であろうと考えます。ですので、事後調査計画や、今後その事後調査計画に沿って調査された上で提出される事後調査報告書の中に盛り込まれ、その調査の背景となっているデータ等と併せて、今後、技術委員会で審議されると考えています。リニア中央新幹線関連工事の事後調査報告書でも、背景となるデータ等が参考資料として提出されておりますが、そのイメージです。</p> <p>そもそも事後調査の内容が明らかになっていないので、非常に分かりにくくて説明しづらいのですが、施工のために行った調査であっても、その調査結果を環境保全の検討のために用いたものであれば、それは事後調査になると思いますし、環境保全措置が十分に機能しているかどうかを事後にチェックするための調査は、それはイコール事後調査ですので、この中に包含されるという前提で事務局案を作っております。</p> <p>ただ、評価書なり事業着手の前後に事業者が行った調査の結果を全て提出するよう求めるのは、やはり過大な要求になるので、アセスの観点から言いますと、やはり保全すべき対象があって、その保全対象に対する影響をどう考えるかということの根拠として調査結果が用いられる調査は、事後調査なのではないかと思います。</p>
片谷委員長	<p>それがきちんと事業者さんに伝わればそれでいいんです。文案は事務局で考えてください。</p>
事務局 中島	<p>検討させてください。</p>
片谷委員長	<p>では、委員の皆様には、近日中に、先ほどの小澤委員の御提案も含めて修正案がいきますので、申し訳ないんですが、1週間とか言っていられない状況ですので、来たらなるべく早くチェックして返していただくよう御協力をお願いいたします。</p> <p>ほかに御発言はございますか。なければ、これで資料9までの審議は終了です。</p>
都市計画決定権者 井出 (県都市・まちづくり課)	<p>私どもも発言してよろしいでしょうか。今の技術委員会意見の案を見まして、個別の事象に関する意見については非常に分かりやすいかと思うんですが、特に全般の意見2ですけれども、分かりにくいかなと感じております。資料9のNo. 9、No. 12、No. 20を集約したのがこの意見2になっているんですが、実際にこの意見を見ますと、活断層や水象に関する意見の関係かなと思っております。</p> <p>実際に水象の意見7で意見2と同様の御意見が出てきたりしておりますし、意見2は全般にするのではなくて、個別のところ具体的に移していただければ、これから実際には事業者さんの方で準備書を補正していくかたちになりますが、非常に分かりやすいのかなということで、御意見させていただきたいと思います。</p>

片谷委員長 おっしゃる趣旨は理解できますが、今回の審議のプロセスの中で、今まだデータがないことに関して、事業実施段階で調査を行いますという長野国道事務所さんからの御回答が何回かあったものですから、それに関する念押しをするための意見です。ですから、個別の項目ごとの記載に押し込んでしまうとその趣旨が伝わりにくくなるので、わざわざこの全般という項目を設けたというのが、事務局の意図だと思います。

事務局 中島 委員長から説明があったとおりです。個別の環境要素に重複して書かず、全般としてまとめました。若干補足をしますと、まず、事業実施段階における追加の調査や環境保全措置により影響がほとんどないと説明されているものに主語は限定されています。それから、予測の不確実性に十分に留意した上で、必要に応じてということですので、準備書に記載の全ての項目に該当する意見ではないということは、御理解いただければと思います。

また、今後の事業実施に向けたスケジュール等々もありますし、先ほどの意見案の説明でも申し上げたとおり、そもそも事業実施段階になってみなければ具体的な事後調査の内容が決まらないというものも当然ありますので、全てについて評価書段階で対応と求めているわけではありません。

片谷委員長 立場の違いもありますので、なかなか御理解いただきにくいところもあるかと思いますが、技術委員会として、できるだけ事業者さんには住民の方々が納得しやすいいろいろな措置をしていただきたいという趣旨がこういうかたちになって表れていると御理解いただきたいということです。

それでは、委員の皆様、何か追加される御意見等ありますか。

予定の時刻を大幅に超過しまして申し訳ございません。では、本日の審議はこままでとさせていただきます。文案の修正は、近日中に事務局から各委員に送られますので、御対応お願いいたします。皆さんに確認していただいて御意見を頂いた後の最終的な確認は、いつもの方法ですけれども、委員長一任でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事業者 中村 一つよろしいでしょうか。今、事務局から紹介のありました資料9-1の地形・地質の意見12ですが、地形・地質については、準備書を作るに当たって国土交通省の主務省令や技術手法に基づいて、予測・評価は地形・地質を対象として行うことを基本としておりました。以前方法書の審議のときも、この糸魚川静岡構造線断層群については、重要な地形・地質には位置づけられていないので、予測・評価の対象とはしておりません。実際、諏訪バイパスの準備書においても予測・評価を行っておりません。

ですが、今日提示いただいている資料9-1の地形・地質の意見12については、「最新の情報を予測・評価に反映させること」とあります。もともと準備書にない予測・評価項目ですので、この表現は、現状の準備書の体裁を見たときには、ちょっとずれてしまっているのかと思いますので、ここの書き方を見直していただきたいというのが事業者からの意見です。

片谷委員長 事務局、これはどうですか。

事務局 中島 御指摘の考え方というのは、これまでの技術委員会での審議の中でも示されており、我々事務局が念頭に置いているのは、地形・地質、特に断層に関する意見が数多く寄せられているということ。それから、国土地理院の地形図等々についても、技術委員会で追加の資料や見解を頂戴していますので、そういったものについて、最新の情報を踏まえて反映させていただきたいということです。

国交省が主務省令の中で参考項目として示されたもの以外についても、予測・評価するのか、その対象に含めるのかという点については、これまでの技術委員会の中で

も御議論があったところですので、それについては、当然ながら、事業者としての判断がありますので、新たに項目を追加した上での予測・評価とすべきなのか、今、発言のあったような見解に基づいて、予測・評価とは別の部分に反映されるのかということ、この意見で縛るものではないかとごまかしてはなりません。

ただ、地形・地質といいますか、断層帯が存在するという点についての非常に多くの御意見を頂戴しています。地下水に関連しての御意見も多かったものですから、水象の方に地形・地質的なものも踏まえた意見がありますが、地形・地質の中でもこういった地形・地質的な特徴を十分踏まえた上での検討ということをお願いしているという意見です。

片谷委員長

地形・地質あるいは断層という単語が主務省令に出ていないという御指摘だったと思うんですけども、主務省令にしろ、県の条例にしろ、技術指針にしろ、それが全てを網羅しているというわけではありませんので、この技術委員会で重要と判断したことに関しては、御対応いただくのが原則だと御理解いただきたい。これは県の技術委員会の審査ですので、国の基準だけで全てが決まるというものではないと御理解いただきたいと思います。

県側としての見解、技術委員会側としての見解は以上ですが、長野国道事務所さん、こちらの応答としてはこれでよろしいですか。

事業者  
中村

委員長がおっしゃることはよく分かりました。

片谷委員長

これはあくまでも県の技術委員会としての見解ですので、もちろんこのあと国の審査の段階になれば、また別の意見も出てくるだろうと思います。これは法対象案件が二重構造になっていることの方に分かりにくい部分でもあります。県の委員会としては、ぜひ先ほど申し上げたことを御理解いただきたいということです。

では、一通り御発言いただきましたので、今後の手続の進め方について、事務局から説明してください。

事務局  
中島

次回の技術委員会は、3月16日（水）に県庁での開催を予定しています。開催時間等が決まり次第、御連絡いたしますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応お願い申し上げます。

本日審議いただきました事業のうち、リニア中央新幹線関連事業につきましては、いつもと同様に1週間後の2月24日まで、諏訪バイパスにつきましては、先ほど委員長からもお話がありましたとおり、追加の御意見等がございましたら、事務局宛てにできるだけ早くお寄せいただければと存じます。

片谷委員長

技術委員会意見に関する御意見ですね。

事務局  
中島

はい、そうです。

片谷委員長

ただいまの説明について、御質問等がありましたら御発言ください。  
諏訪バイパスの審査はこれで終了ですので、都市計画決定権者から御挨拶いただきたいと思っております。

都市計画決定権者  
河原

最後に一言お礼を述べさせていただきます。  
この度は、諏訪都市計画道路 3・4・20号諏訪バイパス沖田大和線 下諏訪都市計画道路 3・4・6号高木東山田線 環境影響評価準備書につきまして、片谷委員

長様をはじめ委員の皆様には、慎重な御審議と多岐に亘る御指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

これまで委員の皆様から頂いた専門的な御意見、本日も活発な御意見を頂きましたが、アドバイスも含めまして、このあと出されます知事意見を踏まえ、今後評価書の作成をしてみたいと考えております。

簡単ではありますが、これまでの御審議に対し御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

片谷委員長

ありがとうございました。  
では、事務局へお返しします。

事務局  
中島

本日の技術委員会はこれで終了します。  
ありがとうございました。